

第5章 ごみの分別・収集方法の統一

第1節 検討に係る基本方針

1 検討の目的と必要性

本地域では、ふじみ野市が合併する前までは3つの市町であり、現時点でもごみ処理体制の一部は合併以前の体制を継続しています。その結果、分別区分、排出容器などの分別・収集体制は、市町間はもとより、ふじみ野市内でも旧市町界を境界として異なっています。

今後、新ごみ処理施設で共同処理することを鑑みると、分別・収集体制はできるだけ統一、整合を図ることが適正処理、効率化において有利なことは間違いありません。

そこで、本検討では広域処理開始時のごみの分別・収集・運搬などの内容についてできるだけ統一することを目指し、その具体的内容を検討することとします。

2 検討範囲と検討内容

本計画の調査対象範囲は、以下のとおりです。

- ・分別区分（大区分、中区分）
- ・排出区分（小区分）
- ・排出容器
- ・ステーション容器
- ・収集容器
- ・収集車両
- ・混載の有無
- ・施設への搬入バランス（第6章参照）

第2節 分別・収集・処理の相互関係

1 分別の目的

近年、多くの自治体では、容器包装リサイクル法の施行を皮切りに、リサイクルの推進を目指して分別品目を拡大しました。結果、自治体の中には、20を超える分別区分を設定する事例もあり、また、容器包装リサイクル法の施行から約10年が経過した現在においても、新たに分別区分の増加を検討する自治体も存在しています。

このように分別区分を増やす理由は、ごみを混合した状態では資源化を推進することが困難なためです。また、排出段階である程度分別しないと、中間処理段階で大きな労力と経費を必要とするとともに、資源物の品質悪化を招く場合も存在します。

そのため、ごみの分別は、資源物を適切にリサイクルするとともに、燃やすごみや燃やさないごみなどを適切に処理・処分することを目的としていると考えられます。

2 処理工程における分別の位置づけ

ごみの処理工程における分別の位置づけは図5-1、図5-2のとおりです。

一般に、最終処分は自治体の所掌で行いますが、資源化は回収業者などへの引渡しが必要なため、工程の中で資源化に必要な「品質」と、圧縮・梱包などの「性状」を満足する必要があります。

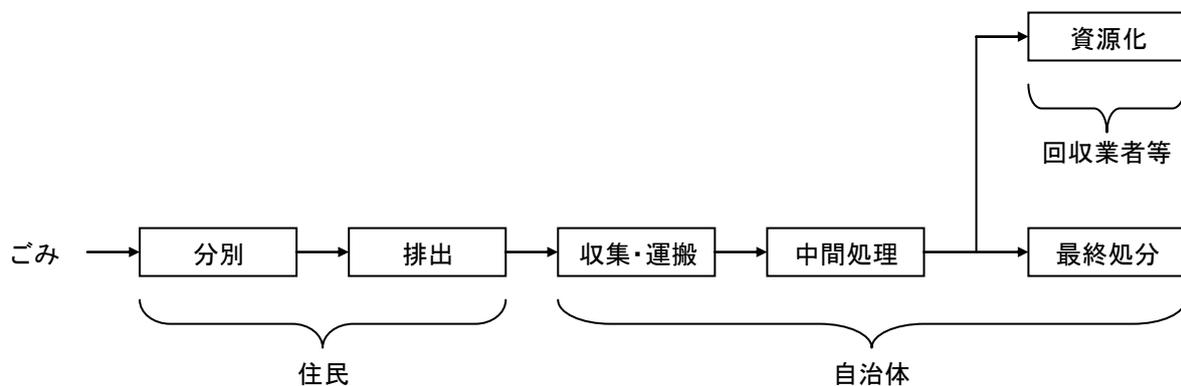


図5-1 ごみの処理工程における分別の位置づけ（家庭系ごみ）

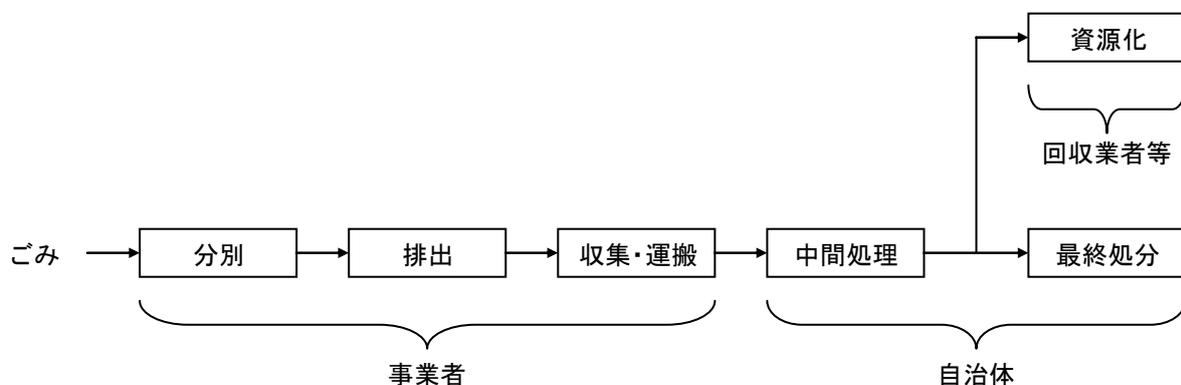


図5-2 ごみの処理工程における分別の位置づけ（事業系ごみ）

3 分別区分を選択する上で配慮すべき事項

分別区分の設定を行うには、図 5-1 及び図 5-2 の工程の中でどのような分別、排出、収集運搬を行うことが自治体の条件に一致するかを検討する必要があります。

条件には次のようなものが考えられます。

- 資源化の達成度（純度・回収率）
- 住民負担の大きさ（分別作業）
- 行政負担の大きさ（収集運搬や中間処理に係る費用）

これらはトレードオフの関係にあるものもあるため、何を優先するかによって望ましい分別方法が変わります。優先の考え方には次のようなものがあります。

(1) 資源化 ⇔ 住民負担・行政負担

資源化（純度、回収率）を優先するか、住民や行政の負担軽減を優先するかの違いによるものです。一般的に図 5-3 のような関係が成り立ちます。資源化（純度、回収率）の目標を低く設定するよりは高く設定する方が、各工程における負担は大きくなります。

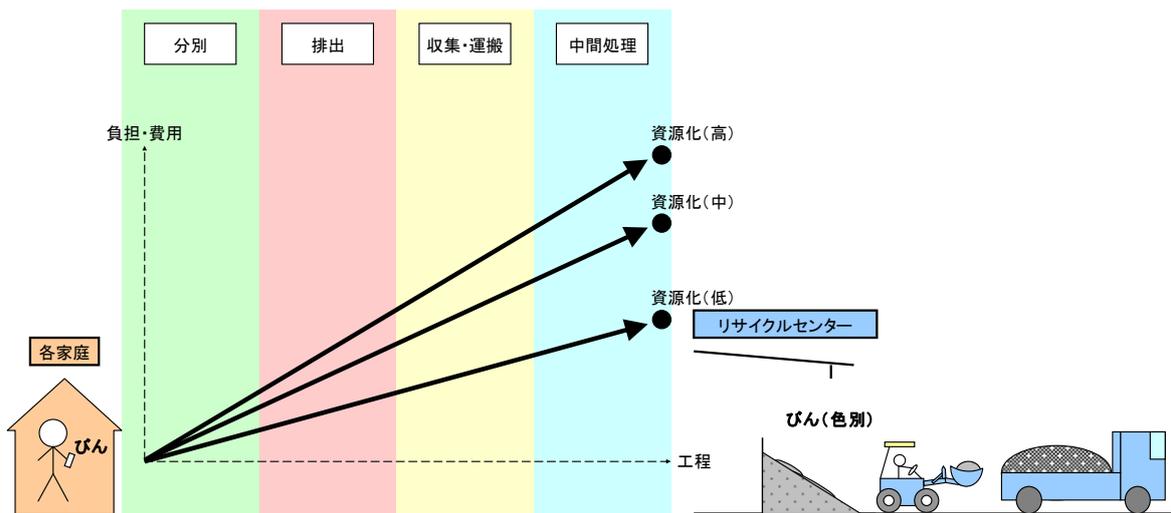


図 5-3 資源化（純度・回収率）と住民負担・行政負担との関係

(2) 住民負担（分別作業）⇔行政負担（費用）

同じ資源化（純度、回収率）でも、住民負担（分別作業）を大きくするか、行政負担（費用）を大きくするかの違いによるものです。一般的に図 5-4 及び図 5-5 のような関係が成り立ちます。図 5-4 で示す例には、びんを色別に分けて収集する場合があります。必要な選別作業の大部分を住民が実施するため、住民負担は大きくなりますが、反面、行政負担である中間処理費用は小さくなります。同じく、図 5-5 で示す例には、びんの色を混合して収集する場合があります。分別作業に伴う住民負担は小さくて済みますが、行政では、中間処理に費用をかけて色選別を行う必要が生じます。

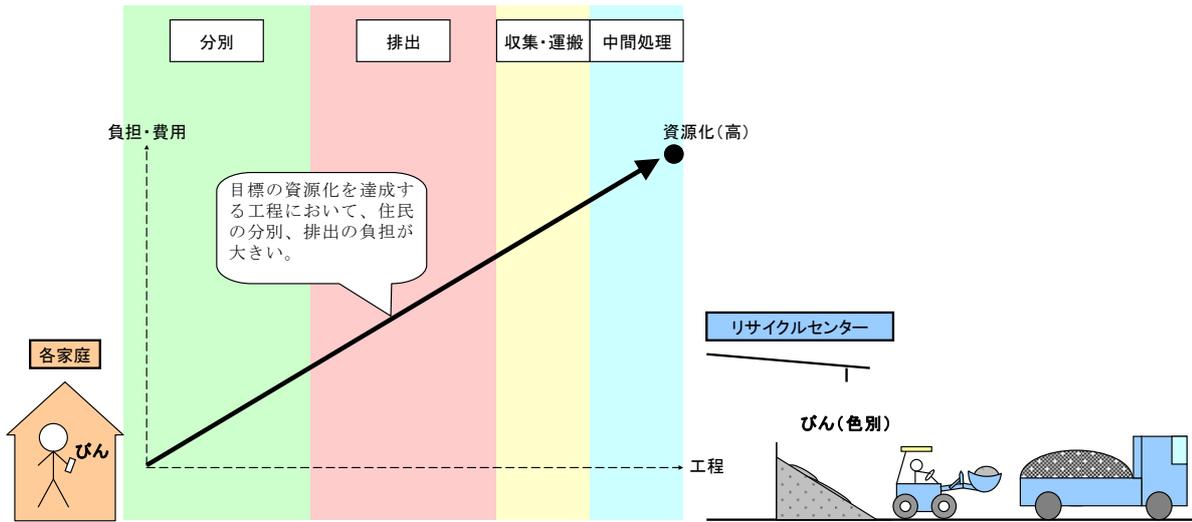


図 5-4 住民負担と行政負担との関係(1)

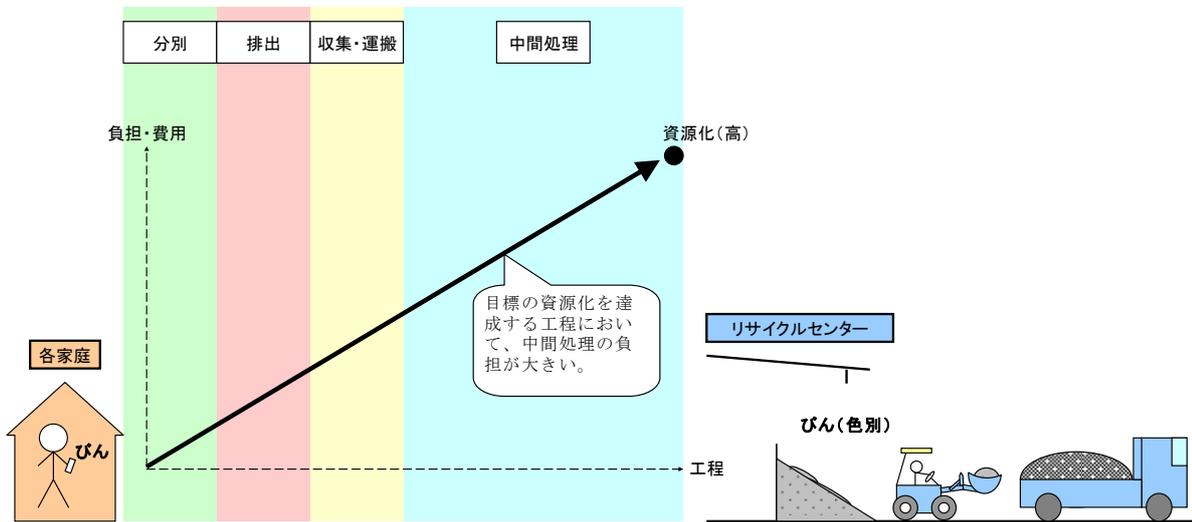


図 5-5 住民負担と行政負担との関係(2)

このように、分別・収集・処理は密接に関係しており、これらを総合的に考慮してごみ処理システムを決定する必要があります。

第3節 分別・収集体制の現状

本計画では、両市町の分別・収集体制を検討するために、「第1節 2 検討範囲と検討内容」に示した調査対象をふまえ、以下の項目を整理しました。各項目の概要は次のとおりです。

(1) 分別区分（大区分）

両市町が収集カレンダーやごみの出し方、分け方などで用いているものです。市町間で必ずしも定義が一致しておらず、住民が排出する実際の分別数（排出区分）と一致しない場合があります。

例として、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「資源物」などがあります。

(2) 排出区分（中区分）

住民が実際に排出する際の区分です。

例として紙類を挙げると、「新聞紙（広告・チラシ）」、「ダンボール」、「紙パック」、「雑誌・雑がみ」などがあります。

(3) 排出容器

家庭からごみ集積所にごみを排出するために利用する容器が排出容器です。具体的には、透明または半透明の袋やひも束などが該当します。また、粗大ごみなどのように排出容器がない場合も存在します。

(4) ステーション容器

家庭からごみ集積所にごみを排出する容器とは別に、あらかじめごみ集積所に容器が設置されている場合があります。具体的には、びんを入れるコンテナやふじみ野市のペットボトルを入れるネットなどが該当します。

(5) 収集容器

収集車両が収集時に用いている容器です。収集容器は、(3)の排出容器や(4)のステーション容器がそのまま用いられる場合がほとんどです。しかし、三芳町の不燃ごみのように、ステーション容器であるバケツなどの容器から中身だけを回収し、容器に入っていない状態で運搬する場合は、収集容器が「無い」ということになります。

(6) 収集車両

収集車両の代表的なものはパッカー車ですが、他にも平ボディ車やダンプ車、覆いのある箱車や荷台だけを積み下ろしできるアームロール車というものもあります。車種以外の要素として、ごみを積載する場合の混載の状況も整理します。

第4節 検討における前提条件と基本方針

1 前提条件

収集体制を検討するための前提条件は、以下のとおりとします。

○前提条件

- ・現在両市町で処理を行っている全ての品目について共同処理を行う。
- ・新施設稼働年度（平成28年度（最短））に完全統一する。それまでの期間は現状の処理体制を維持しつつ、両市町で新体制を構築していく。

2 検討における着眼点

広域処理を適切に行うためには上述の前提条件の中で、以下の(1)～(5)の各項目について方針や具体的内容を決定する必要があります。以下の検討における着眼点を整理します。

(1) 排出区分（小区分）の統一

排出区分（小区分）は住民が実際に排出する際の区分です。排出区分が異なると、処理施設側で機器を重複して整備しなければならない場合があります。

具体例としては、びん類を色別に分別収集する場合とそうでない場合が考えられます。両者を統一しない場合は、びんの選別設備が必要になります。選別設備を設けることは、規模が小さくても建設費が大きく増加するので、効率性を考慮するとどちらかに統一することが望ましいと考えられます。

図5-6にびん類を例とした排出区分（小区分）が統一されない場合の施設イメージを示します。

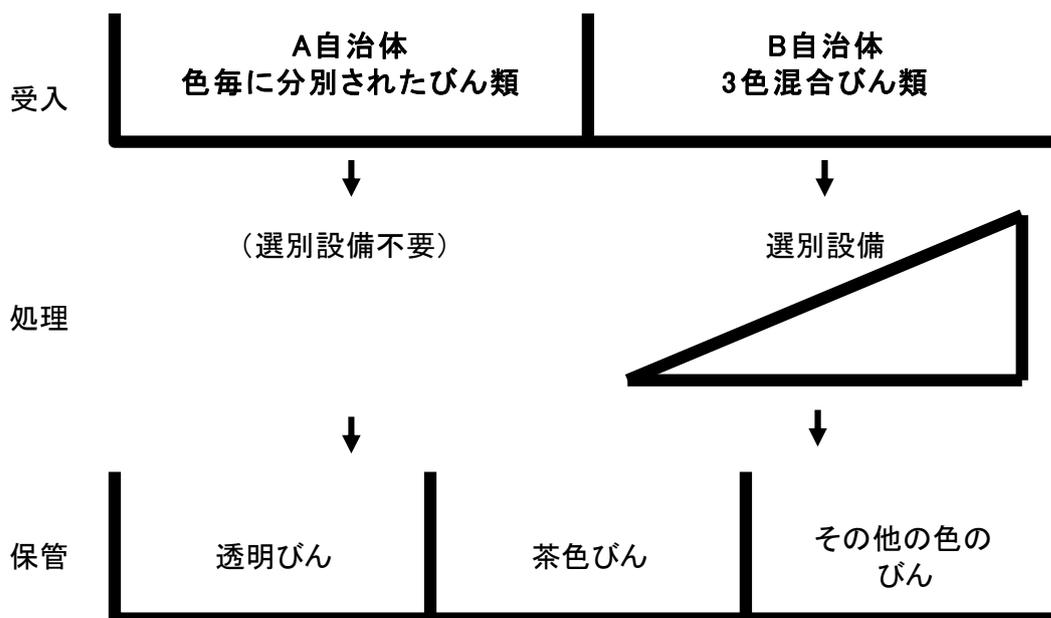


図5-6 排出区分が統一されない時の施設イメージ図（びん類の例）

(2) 排出区分（小区分）の内容の統一

燃やさないごみや粗大ごみなどは、排出区分の内容が一種類でなく、オーブントースターや自転車など、製品の列記となります。そのため、同じ製品でも市町によって燃やさないごみに該当したり、不燃性粗大ごみに該当するなど状況が異なる可能性があります。この違いは、処理施設的能力設定や維持管理に影響するため、小区分の内容は最終的には統一する必要があるものと考えられます。

小区分の内容は処理施設の設備との関連も深く、また品目が多く市町間の調整も多岐に渡るため、詳細については来年度以降の検討とします。

(3) 容器（排出容器、ステーション容器、収集容器）の統一

袋、コンテナ、ネット、容器なし（例：中身だけパッカー車に積込み）などが考えられます。

容器として最も重要なのは、処理施設に搬入される時点で利用している容器です。そのため、途中段階では何を用いても、施設に搬入される時点の容器が同じであれば、統一されていると考えることができます。また、かん類のように、袋の有無が処理にそれほど大きな影響を及ぼさない品目もあれば、びんのように袋がある場合と無い場合では、品質や回収率に大きな影響が現れる品目が存在します。

したがって、これらの統一や選択においては、各品目と容器がどのような条件やメリット、デメリットを生じるかを判断して設定します。

(4) 収集車両の選択

収集車両は一般的に、パッカー車、平ボディ車、ダンプ車の3種類が考えられます。

収集車両の機能として特に考慮が必要なのは、次の3点と考えられます。

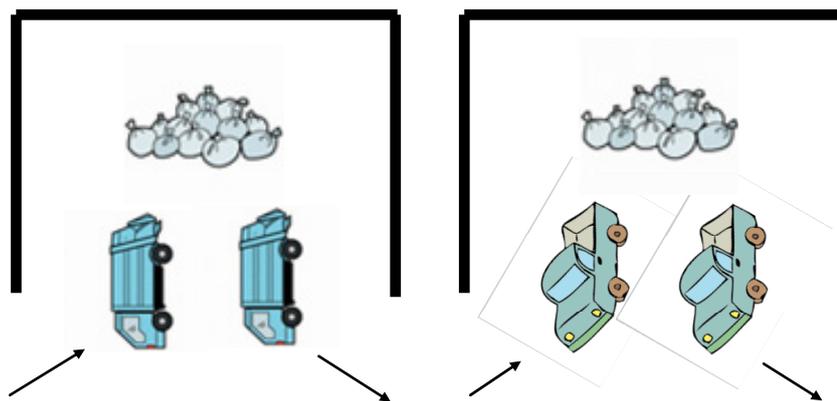
- a 荷下ろし円滑化のためのダンプ機能の必要性
- b 荷台への混載積込みの必要性
- c 覆いの有無による雨天・飛散・臭気対策の必要性

ダンプ機能だけが必要な場合は、パッカー車でもダンプ車でもどちらでもよいということになります。ダンプ機能だけが必要な具体例としては、ペットボトルを袋収集する場合などが考えられます。逆に燃やすごみなどはaとcの両方を満たす必要性があることから、パッカー車が選ばれることが多くなります。

収集車両は施設の受入方法との関係が特に大きく、ピットへの貯留や短時間に荷下ろしを行う必要がある場合は、ダンプ機能が必須となります。

両市町のごみを処理する新しい処理施設では、多くの車両が出入りすることが予想され、渋滞や車両動線の交差への配慮が必要になります。そのため、収集車両は、できるだけスムーズな荷下ろしが可能な車両を選択することが望ましくなります。

図5-7に、ダンプ機能の有無による施設内でのイメージを示します。



パッカー車やダンプ機能を持つ車両の場合、積み下ろしは1分程度で完了する。

ダンプ機能を持たない車両の場合、積み下ろしに時間を要し、渋滞する可能性が生じる。

図 5-7 ダンプ機能の有無による施設内でのイメージ図

(5) 混載の有無

混載は、一度に他品目を運搬することが可能なため、少量しか発生しないごみ種では、運搬効率が向上します。例として、三芳町の容器包装以外のプラスチックなどがあります。ただし、施設の受入貯留場所での荷下ろしについては、手間や時間が必要となります。そのため、品目や貯留方法によっては、渋滞や車両の錯綜の原因となる可能性があるため、荷下ろしに時間が必要な品目や、収集頻度が多く渋滞を引き起こす可能性のある品目の混載は避ける必要があります。

収集車両と同様に、新しい処理施設では、渋滞や車両動線の交差への配慮が必要になります。そのため、渋滞や車両動線の交差を引き起こす可能性のある混載は極力回避することとします。

3 基本方針

前項で整理した着眼点をふまえつつ、両市町の状況を考慮し、分別・収集・運搬などの統一にむけた基本方針を、以下のとおりとします。

○基本方針

- ・分別区分については共同処理を行う観点からもできるだけ統一する。
- ・収集運搬体制などについて、平成21年4月からふじみ野市は新たな分別収集区分で開始するため、この内容もふまえ見直しを行う。

ここで、ふじみ野市において平成21年4月より一部の分別収集区分が設定されますが、これを表5-1に示します。なお、三芳町は平成21年4月以降も現行の分別収集区分（P23表3-3）を継続することを予定しています。

以下の検討はこの表に示した平成21年度のふじみ野市の状況と平成20年度の三芳町の状況を比較することで実施します。

表 5-1 平成 21 年度のふじみ野市の分別収集区分

大区分 中区分		項目	ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション 容器	収集容器	収集車両 (想定)	他品目との 混載	収集回数	収集場所	収集の対象	収集体制	処理施設
もえるごみ		生ごみ、紙おむつなど ※最長辺30cm未満		透明・半透明の袋			パッカー車	無	週2回				
		木片・小枝(太さ10cm未満) ※最長辺30cm未満		ひも束									
もえないごみ ・粗大ごみ	もえないごみ	小型家電(掃除機、ポットなど)、陶器類、なべ・フライパン、飲み物以外のかん(缶詰のかん、粉ミルクかん、せんべいかん、一斗かん、スプレーかんなど)など		透明・半透明の袋			平ボディ車	有害ごみと混載	2週に1回	ステーション	一般家庭	委託	現状どおり
	有害ごみ	蛍光灯、体温計、鏡、スプレーかん、使い捨てライター、携帯用ガスボンベ		透明・半透明の袋			平ボディ車	上記のもえないごみと混載					
		乾電池		指定袋									
		バッテリー、消火器		そのまま									
粗大ごみ	ストーブ、スキー板・靴・ストック、ふとん、じゅうたん、自転車、家具類、ガスレンジ、家庭電化製品など ※最長辺30cm以上の可燃物または最長辺50cm以上の不燃物		そのまま			可燃性: プレッシャー車 平ボディ車 不燃性: 平ボディ車	無(大井地区は可燃性と不燃性を混載)	2週に1回					
容器包装以外のプラスチック類		プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、植木鉢、プランター、洗面器、ポリタンクなど		透明・半透明の袋			パッカー車 平ボディ車	無	2週に1回				
		ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、MD		透明・半透明の袋									
容器包装プラスチック類		発泡スチロール、食品トレイ、洗剤やシャンプーなどの容器、歯磨き粉などのチューブなど		透明・半透明の袋			パッカー車	無	週1回	ステーション	一般家庭	委託	現状どおり
資源物1	新聞紙	新聞紙		ひも束			上福岡:パッカー車・平ボディ車 大井:平ボディ車	現行と同じ	2週に1回	ステーション	一般家庭	委託	現状どおり
	ダンボール	ダンボール		ひも束									
	紙パック	紙パック		ひも束									
	布類	布類		ひも束									
	びん類(上福岡地区)	飲料用びん、洋酒びん、コーヒーのびん、調味料などの食品類のびん、一升びん、ビールびん、化粧品のびんなど		透明・半透明の袋			平ボディ車	無					
	びん類(大井地区)	①透明・白色びん、②色つきのびん		指定なし	コンテナ(黄)	平ボディ車	無(2種のコンテナを1台にまとめて積載)						
資源物2	かん	飲み物のかん(アルミかん、スチールかん)		指定なし	専用ネット	中身のみ	上福岡:パッカー車 大井:平ボディ車	無					
	ペットボトル	ペットボトル		指定なし	専用ネット	中身のみ	パッカー車	無					
	雑誌、雑がみ	雑誌、雑がみ		ひも束・紙袋			上記古紙と同じ	無					
区分	ごみの種類								市民への広報				
市が受け入れられないごみ(適正処理困難物)	電気製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、パソコンなど)、車両関係製品(バイク、タイヤ、ホイール、バンパー、マフラー、モーター、バッテリーなど)、住宅機器・音響機器・什器など(浴槽、耐火金庫、風呂釜、ソーラー型温水器、ピアノ、エレクトーン、仏壇、パチンコ・スロット台など)、その他(ガスボンベ、消火器、薬品、塗料、液体燃料・廃油、感染性医療器具、農薬や特殊薬品の入っていたびん・かん、ブロックなどの石材・土・セメント、太い丸太や根っこ、灰など)								・家電リサイクル法の処理方法を紹介 ・製造業者又は販売店に相談することを表記 ・許可業者に相談することを表記(許可業者名などをゴミ収集カレンダーに記載)				

※網掛け部は平成20年度からの主な変更箇所

第5節 分別・収集方法の選択

本節では、中区分ごとに両市町の状況や相違点を整理するとともに、統一案を抽出します。そして、本計画で明確にできる範囲で、統一案の選択と基本方針の設定を行います。

設定は分別区分表に基づき、以下の順番にて行います。品目名は両市町で異なるため、代表的な名称とします。

<品目>

- ①燃やすごみ
- ②粗大ごみ（可燃性粗大、不燃性粗大）
- ③燃やさないごみ、有害ごみ
- ④プラスチック製容器包装
- ⑤プラスチック製容器包装以外のプラスチック
- ⑥かん
- ⑦びん
- ⑧ペットボトル
- ⑨古紙類（新聞紙・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、布類）

<項目>

- ①排出区分（大区分）
- ②排出区分（中区分）
- ③排出区分（小区分）の内容 ※詳細は来年度以降に調整、決定する。
- ④排出容器
- ⑤ステーション容器
- ⑥収集容器
- ⑦収集車両
- ⑧混載の有無
- ⑨施設への搬入バランス ※第6章にて検討する。

1 燃やすごみ

(1) 両市町の状況と調整事項の抽出

両市町の燃やすごみ（もえるごみ、可燃ごみ）の分別・収集体制を表 5-2 に、調整事項を抽出したものを表 5-3 に示します。

表 5-2 燃やすごみ（もえるごみ、可燃ごみ）の分別・収集体制（H21 ふじみ野市、H20 三芳町）

市町	項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
	大区分	中区分						
ふじみ野市	もえるごみ		生ごみ、紙おむつなど ※最長辺30cm未満	透明・半透明の袋			パッカー車	無
			木片・小枝(太さ10cm未満) ※最長辺30cm未満	ひも束				
三芳町	可燃ごみ		生ごみ、紙くず、ゴム・革製品(30cm未満)、葉・枝(30cm未満)、座ぶとんなど	乳白半透明・透明の袋			パッカー車	無

表 5-3 調整事項の抽出（燃やすごみ）

	項目	調整の有無と方向性
1	排出区分（大区分）	両市町で名称が異なっているため、統一することが望ましい。
2	排出区分（中区分）	
3	排出区分（小区分）の内容	両市町でほぼ同じだが、今後詳細を調整していく必要がある。
4	排出容器	両市町とも袋であり、調整の必要はない。
5	ステーション容器	
6	収集容器	
7	収集車両	将来もパッカー車を予定しており、調整の必要はない。
8	混載の有無	混載はないため、調整の必要はない。

(2) 統一案の選定と方針

燃やすごみについては、両市町ともほぼ同じ体制にて処理が行われており、問題なども発生していないため、この体制を継続することとします。収集車両の積載量や袋の仕様については両市町の所掌範囲としますが、施設整備事業計画上の条件になるため、原則として現状使用されているものを前提条件とします。

排出区分（大区分、中区分）の名称については、「燃やすごみ」とします。

以上より、燃やすごみの統一案を表 5-4 のとおりとします。

表 5-4 燃やすごみの統一案

大区分 中区分	項目	ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
燃やすごみ		生ごみ、紙くず、ゴム製品など ※最長辺30cm未満	透明・半透明の袋			パッカー車	無
		木片・小枝 ※最長辺30cm未満	ひも束				

○燃やすごみ

- ・ 現行の体制を継続する。
- ・ 排出容器は袋とする。
- ・ 排出区分（大区分、中区分）の名称は「燃やすごみ」とする。
- ・ 排出区分（小区分）の内容は、来年度以降に調整する。

2 粗大ごみ（可燃性粗大、不燃性粗大）

(1) 両市町の状況と調整事項の抽出

両市町の粗大ごみの分別・収集体制を表 5-5 に、調整事項を抽出したものを表 5-6 に示します。

表 5-5 粗大ごみの分別・収集体制（H21 ふじみ野市、H20 三芳町）

市町	項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
	大区分	中区分						
ふじみ野市	もえないごみ・粗大ごみ	粗大ごみ	ストーブ、スキー板・靴・ストック、ふとん、じゅうたん、自転車、家具類、ガスレンジ、家庭電化製品など ※最長辺30cm以上の可燃物または最長辺50cm以上の不燃物	そのまま			可燃性： プレッシャー車 平ボディ車 不燃性： 平ボディ車	無（大井地区は可燃性と不燃性を混載）
三芳町	粗大ごみ・不燃ごみ	粗大ごみ	掃除機、プラスチック製衣装箱、スキー板・靴、家具、自転車、一斗かん、ポット、フライパン、ゴム・革製品、カーペットなど	そのまま			可燃性： パッカー車 不燃性： 平ボディ車	無（可燃性と不燃性を混載）

表 5-6 調整事項の抽出（粗大ごみ）

	項目	調整の有無と方向性
1	排出区分（大区分）	両市町で名称が異なっているため、統一することが望ましい。
2	排出区分（中区分）	両市町とも「粗大ごみ」であり、調整の必要はない。
3	排出区分（小区分）の内容	三芳町では掃除機、ポット、フライパンなどが粗大ごみとされているなど、両市町で区分が異なる品目を調整する必要がある。
4	排出容器	両市町ともそのままであり、調整の必要はない。
5	ステーション容器	
6	収集容器	
7	収集車両	プレッシャー車、パッカー車、平ボディ車であり、調整をする必要性は少ないが、下ろし作業の効率化のためにダンプ機能付きの車両とすることが望ましい。 なお、他自治体においては申し込み制の収集体制としている自治体もみられる。
8	混載の有無	ふじみ野市大井地区及び三芳町は可燃性粗大と不燃性粗大を混載しているため、施設内での下ろし作業を考慮すると混載を無くすことが望ましい。

(2) 統一案の選定と方針

ふじみ野市大井地区及び三芳町では、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみが混載にて搬入されています。新施設では熱回収施設とリサイクルセンターを整備することになります。状況により、可燃性粗大ごみは熱回収施設またはリサイクルセンターで下ろし、不燃性粗大ごみはリサイクルセンターで下ろすことが考えられ、混載の場合には下ろし時間の長期化が懸念されます。このように、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみは極力別の車両で搬入することが望ましいと考えられます。また、可能な限り下ろし作業が容易にできるダンプ機能付き車両を選択することも効果的です。

したがって、本計画ではふじみ野市大井地区及び三芳町の可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの車両を分け、ダンプ機能付き車両にて収集する方向とします。

収集車両に関し、他自治体で申し込み制の収集方式を採用している自治体もあるため、両市町で検討することとします。なお、この場合は現行の収集体制よりも搬入車両の台数は減ることが予想されるため、施設整備事業計画への影響は小さいと判断します。

排出区分（大区分）の名称については、「燃やさないごみ」とします。

以上より、粗大ごみの統一案を表 5-7 のとおりとします。

表 5-7 粗大ごみの統一案

項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション 容器	収集容器	収集車両	他品目との 混載
大区分	中区分						
燃やさないごみ	粗大ごみ	[可燃性粗大ごみ] ふとん、じゅうたん、可燃性の家具類などの可燃物 [不燃性粗大ごみ] ストープ、スキー板、自転車、ガスレンジ、家庭電化 製品などの不燃物 (詳細な品目は施設整備事業計画と合わせて検討 する。)	そのまま			[可燃性粗大ごみ] 平ボディ車など (ダンプ付き車両が望ましい。) [不燃性粗大ごみ] 平ボディ車など (ダンプ付き車両が望ましい。)	無(収集体制により有害ごみとの混載も可能とする。)

○粗大ごみ（可燃性粗大、不燃性粗大）

- ・可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの車両を分ける方向とする。
- ・車両はできるだけダンプ機能を有するものとする。
- ・申し込み制の収集について、両市町にて検討する。
- ・排出区分（大区分）の名称は「燃やさないごみ」とする。
- ・排出区分（小区分）の内容は、来年度以降に調整する。

3 燃やさないごみ、有害ごみ

(1) 両市町の状況と調整事項の抽出

両市町の燃やさないごみ（もえないごみ、不燃ごみ）、有害ごみの分別・収集体制を表 5-8 に、調整事項を抽出したものを表 5-9 に示します。

表 5-8 燃やさないごみ（もえないごみ、不燃ごみ）、有害ごみの分別・収集体制
(H21 ふじみ野市、H20 三芳町)

市町	項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
	大区分	中区分						
ふじみ野市	もえないごみ・粗大ごみ	もえないごみ	小型家電(掃除機、ポットなど)、陶器類、なべ・フライパン、飲み物以外のかん(缶詰のかん、粉ミルクかん、せんべいかん、一斗かん、スプレーかんなど)など	透明・半透明の袋			平ボディ車	有害ごみと混載
		有害ごみ	蛍光灯、体温計、鏡、スプレーかん、使い捨てライター、携帯用ガスボンベ	透明・半透明の袋		平ボディ車	上記のもえないごみと混載	
			乾電池	指定袋				
			バッテリー、消火器	そのまま				
三芳町	粗大ごみ・不燃ごみ	不燃ごみ	かさの骨、スプレーかん・携帯用ガスボンベ、金属製のオモチャ、陶器類、アルミホイール、ペンキ・オイルかん、電球、ガラス類など	住民が用意した容器	中身のみ		平ボディ車 ダンプ車	不燃ごみ、有害ごみ、容器包装以外のプラスチック類を混載
		有害ごみ	乾電池、水銀体温計	指定袋		平ボディ車 ダンプ車		
			蛍光灯	透明の袋				
			かがみ	透明の袋				

表 5-9 調整事項の抽出（燃やさないごみ、有害ごみ）

	項目	調整の有無と方向性
1	排出区分（大区分）	両市町で名称が異なっているため、統一することが望ましい。
2	排出区分（中区分）	
3	排出区分（小区分）の内容	両市町で燃やさないごみ、有害ごみともに区分が異なる品目を調整する必要がある。
4	排出容器	ふじみ野市のように袋排出とするか、三芳町のようにバケツなどの容器に裸排出とするかの調整が必要となる（別の選択肢も可能）。
5	ステーション容器	
6	収集容器	排出容器とステーション容器によるが、容器のまま積むのか、中身のみを積むのかを調整する必要がある。
7	収集車両	現状は平ボディ車またはダンプ車であり、調整の必要性は少ないが、将来の受入がピット方式の場合にはダンプ機能が必須となる。
8	混載の有無	両市町とも有害ごみ（ふじみ野市、三芳町）、容器包装以外のプラスチック（三芳町）との混載が見られるため、取扱いを検討する必要がある。

(2) 統一案の選定と方針

① 排出容器、収集容器

燃やさないごみについては、ふじみ野市は袋である一方、三芳町は住民が用意する容器となっており、異なっています。それにより収集車両への積み方も異なっている状況です。新施設では、施設整備事業計画にもよりますが、袋を機械で破き、燃やさないごみの中に含まれるスプレーかんなどの異物を除去する施設も見られます。この際に必要な破袋機は、設置費用や維持管理費用は必要となりますが、全体の事業費からみると割合は小さく、住民が排出容器を購入したり、管理したりする負荷よりも総合的に優位と考えられます。

したがって、排出容器は袋で統一します。これによりステーション容器及び収集容器も同様とします。

有害ごみについては、概ね袋に入るものは袋とされているため、今後も袋とします。

② 収集車両

将来の処理量から考慮すると、貯留方式はピット方式の場合もヤード方式の場合も考えられます。ピット方式の場合には車両がダンプ機能を有している必要があります。

ここで、現状での1日の平均車両は粗大ごみと合わせて33台となっています。これは、時間帯によっては渋滞する可能性も考えられるため、貯留方式によらず、ダンプ付き車両を必須とします。

③ 混載

燃やさないごみと共に混載が見られるのは有害ごみです。これは、有害ごみの量が単独収集するほど多くないことや、積み方の工夫で対応が可能だからと考えられます。したがって、収集作業の効率化の観点からみると、燃やさないごみと有害ごみの混載は止むを得ないと考えられます。一方、三芳町で実施されている容器包装以外のプラスチック類との混載は、燃やさないごみがピット貯留の場合には処理施設での分別が困難になります。したがって、三芳町の容器包装以外のプラスチック類との混載は無くす方向とします。

なお、混載であってもそれぞれが計量できるようなシステムを施設整備事業計画の中で立案します。

④ その他

排出区分（大区分）の名称については、「燃やさないごみ」とします。

以上より、燃やさないごみ、有害ごみの統一案を表5-10のとおりとします。

表 5-10 燃やさないごみ、有害ごみの統一案

項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
大区分	中区分						
燃やさないごみ	燃やさないごみ	なべ・フライパン、一斗かん、セトモノ、傘、ドライヤー、ガラス、せんべいかん、食用油かんなど	透明・半透明の袋			バックカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	有害ごみとの混載を可能とする。
	有害ごみ	蛍光管、体温計、鏡、スプレーかん、使い捨てライター、携帯用ガスボンベ、乾電池など (詳細な品目は施設整備事業計画と合わせて検討する。)	袋 そのまま			平ボディ車など	燃やさないごみとの混載を可能とする。

○燃やさないごみ、有害ごみ

- ・燃やさないごみの排出容器は袋とする。
- ・燃やさないごみの収集車両はダンプ機能を有するものとする。
- ・混載は有害ごみのみ認めるが、計量は個別に実施する。
- ・混載の場合でも計量は個別に行う。
- ・排出区分（大区分、中区分）の名称は「燃やさないごみ」とする。
- ・排出区分（小区分）の内容については、新施設稼働までに統一する。

4 プラスチック製容器包装

(1) 両市町の状況と調整事項の抽出

両市町のプラスチック製容器包装（容器包装プラスチック類）の分別・収集体制を表 5-11 に、調整事項を抽出したものを表 5-12 に示します。

表 5-11 プラスチック製容器包装（容器包装プラスチック類）の分別・収集体制
(H21 ふじみ野市、H20 三芳町)

市町	項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
	大区分	中区分						
ふじみ野市	容器包装プラスチック類		発泡スチロール、食品トレー、洗剤やシャンプーなどの容器、歯磨き粉などのチューブなど	透明・半透明の袋			パッカー車	無
三芳町	資源ごみ	容器包装プラスチック類	お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、ラップ、卵パック、食品トレー、洗剤・シャンプーなどの容器など	透明の袋			パッカー車	無

表 5-12 調整事項の抽出（プラスチック製容器包装）

	項目	調整の有無と方向性
1	排出区分（大区分）	両市町で名称が異なっているため、統一することが望ましい。
2	排出区分（中区分）	両市町とも「容器包装プラスチック類」であるが、国などの呼び方とは異なっており、検討が必要である。
3	排出区分（小区分）の内容	両市町でほぼ同じ品目であるため、調整の必要はない。
4	排出容器	両市町とも袋であり、調整の必要はない。ただし、別の方法で排出している自治体もみられる。
5	ステーション容器	
6	収集容器	
7	収集車両	将来もパッカー車を予定しており、調整の必要はない。なお、平ボディ車などでも問題ないがダンプ機能を有することが望ましい。
8	混載の有無	混載はないため、調整の必要はない。

(2) 統一案の選定と方針

プラスチック製容器包装については両市町ともほぼ同じ体制にて処理が行われているため、この体制を継続することとします。

容器については、別の方法で排出している自治体もみられますが、両市町とも同一であるとともに、処理を行う上でも大きな問題はないと考えられるため、現行の袋とします。

収集車両は平ボディ車などでも問題ないですが、ダンプ機能を有することが望ましいと考えられます。

排出区分（大区分）の名称については、両市町で異なっていますが、「資源物」とします。以上より、プラスチック製容器包装の統一案を表 5-13 のとおりとします。

表 5-13 プラスチック製容器包装の統一案

項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
大区分	中区分						
資源物	プラスチック製容器包装	発泡スチロール、食品トレー、洗剤やシャンプーなどの容器、歯磨き粉などのチューブ、お菓子やパンなどの袋、卵パック、食品トレイなど	透明・半透明の袋		バックカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	無	

○プラスチック製容器包装

- ・ 現行の体制を継続する。
- ・ 容器は袋とする。
- ・ 収集車両は平ボディ車などでも問題ないがダンプ機能を有する方向とする。
- ・ 排出区分（大区分）の名称は「資源物」とする。

5 プラスチック製容器包装以外のプラスチック

(1) 両市町の状況と調整事項の抽出

両市町のプラスチック製容器包装以外のプラスチック（容器包装以外のプラスチック類）の分別・収集体制を表 5-14 に、調整事項を抽出したものを表 5-15 に示します。

表 5-14 プラスチック製容器包装以外のプラスチック（容器包装以外のプラスチック類）の分別・収集体制（H21 ふじみ野市、H20 三芳町）

市町	項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
	大区分	中区分						
ふじみ野市	容器包装以外のプラスチック類		プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、植木鉢、プリンター、洗面器、ポリタンクなど	透明・半透明の袋			パッカー車 平ボディ車	無
			ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、MD					
三芳町	粗大ごみ・不燃ごみ	容器包装以外のプラスチック類	ペン、定規、オモチャ、筆箱、浮き輪、駆くし、レジャーシート、歯ブラシ、ホース、スポンジ、ハンガー、CDなど	透明の袋			平ボディ車 ダンプ車	不燃ごみ、有害ごみ、容器包装以外のプラスチック類を混載

表 5-15 調整事項の抽出（プラスチック製容器包装以外のプラスチック）

	項目	調整の有無と方向性
1	排出区分（大区分）	両市町で名称が異なっているため、統一することが望ましい。
2	排出区分（中区分）	両市町とも「容器包装以外のプラスチック類」であるが、国などの呼び方とは異なっており、検討が必要である。
3	排出区分（小区分）の内容	ライター、プラスチック製の衣装ケースなど、両市町で区分が異なる品目を調整する必要がある。また、ふじみ野市ではビデオテープなどは処理先が異なるため、さらに分別を市民に依頼している。
4	排出容器	両市町とも袋であり、調整の必要はない。ただし、ポリタンクなどの袋に入らない可能性があるものは調整の必要がある。
5	ステーション容器	
6	収集容器	
7	収集車両	将来もパッカー車または平ボディ車となるため、調整の必要は少ない。
8	混載の有無	三芳町では燃やさないごみと有害ごみの混載が見られる状況であり、調整の必要がある。

(2) 統一案の選定と方針

① 排出区分（小区分）

現在、CD やビデオテープなどの取扱いが異なっていますが、将来の検討にあたっては、燃やすごみ処理方式やプラスチック類のリサイクルの方式によるところがあります。

したがって、継続検討するものとしませんが、新施設では技術的にこれらを分別する必要はないと考えられるため、同一区分とします。

② 排出容器

対象品目は概ね袋に入れることが可能と考えられるため袋としますが、ポリタンクなどは袋に入れることができない場合もあります。これらの品目は止むを得ずそのままの状態ですべて排出してもらおうこととします。

③ 収集車両

収集車両は平ボディ車などでも問題ないですが、ダンプ機能を有することが望ましいと考えられます。

④ その他

排出区分（大区分）の名称については、両市町で異なっていますが、「プラスチック製容器包装以外のプラスチック」とします。

以上より、プラスチック製容器包装以外のプラスチックの統一案を表 5-16 のとおりとします。

表 5-16 プラスチック製容器包装以外のプラスチックの統一案

大区分 中区分	項目	ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション 容器	収集容器	収集車両	他品目との 混載
	プラスチック製容器包装以外の プラスチック	プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、植木鉢、洗面器、ポリタンク、歯ブラシ、ホース、スポンジ、ハンガー、ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、MDなど	透明・半透明の袋			パッカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	無

○プラスチック製容器包装以外のプラスチック

- ・ CD やビデオテープなどの取扱いについては、継続検討とするが、同一区分としても新施設で対応と考えられることから同一区分とする。
- ・ 容器は袋とするが、袋に入らないものは容器なしの状態ですべて排出する。
- ・ 収集車両は平ボディ車などでも問題ないがダンプ機能を有する方向とする。
- ・ 排出区分（大区分）の名称は「プラスチック製容器包装以外のプラスチック」とする。

6 かん

(1) 両市町の状況と調整事項の抽出

両市町のかんの分別・収集体制を表5-17に、調整事項を抽出したものを表5-18に示します。

表 5-17 かんの分別・収集体制（H21 ふじみ野市、H20 三芳町）

市町	項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
	大区分	中区分						
ふじみ野市	資源物2	かん	飲み物のかん(アルミかん、スチールかん)	指定なし	専用ネット	中身のみ	上福岡:パッカー車 大井:平ボディ車	無
三芳町	資源ごみ	かん	飲料用のかん	指定なし	コンテナ(青)		平ボディ車	無(2種のコンテナをまとめて積載)
			飲料用以外のかん	指定なし	コンテナ(黄)			

表 5-18 調整事項の抽出（かん）

	項目	調整の有無と方向性
1	排出区分（大区分）	両市町で名称が異なっているため、統一することが望ましい。
2	排出区分（中区分）	両市町とも「かん」であり、調整の必要はない。
3	排出区分（小区分）の内容	ふじみ野市は平成20年度から飲料用のかんに限定したのに対し、三芳町では飲料用のかんと飲料用以外のかんで分別しているため、品目を調整する必要がある。
4	排出容器	ふじみ野市は平成21年度から専用ネットによる収集を予定しているのに対し、三芳町ではコンテナによる収集を行っており、容器を調整する必要がある。
5	ステーション容器	
6	収集容器	ステーション容器の違いにより、中身のみ積むかコンテナごと積むかが異なってくる。
7	収集車両	将来もパッカー車または平ボディ車となるため、調整の必要はない。ただし、ダンプ機能は有していることが望ましい。
8	混載の有無	混載はないため、調整の必要はない。

(2) 統一案の選定と方針

① 排出区分（小区分）

現在、飲料用以外のかんの取扱いに差が見られる状況です。飲料用かんのみで収集し、資源化を行う場合は品質が向上するため、状況により引き取り先の売却価格が上昇する可能性があります。

したがって、売却価格が大きく変動することも考慮し、飲料用かんをみの収集で統一することとします。

次に、飲料用以外のかんについては、別途収集することも可能ですが、収集運搬費用の増加を抑えることや、燃やさないごみと一緒に収集しても処理の中で磁性物及びアルミに分別することが可能となります。したがって、これらは燃やさないごみとして収集し、施設の中

で資源化を行うこととします。

②ステーション容器、収集容器

現在、ふじみ野市ではネットによる収集を計画しています。この理由としては袋の排出抑制などがあり、減量化を目指す両市町の施策に合致しているものといえます。

ふじみ野市ではネットは住民が管理することを想定しており、若干の負担が増加しますが、減量化や意識向上のためにも両市町で実施することが望ましいと考えられます。

一方、袋を使用しないという点では現在の三芳町でもコンテナ方式の収集を実施しているため、同じことが言えます。

広域処理の観点からはこのように、「袋を使用しない」ことのみを条件としておけば処理上での問題は少ないと考えられます。

したがって、収集容器のみ「袋を使用しないでそのまま」と規定し、排出容器及びステーション容器は両市町に一任することとします。なお、ごみ集積所環境維持のため、飲み残しなどが出されないよう、各家庭での管理を徹底するような施策を講じます。

これにより、収集容器は中身のみを積むこととします。

③その他

収集車両は平ボディ車などでも問題ないですが、ダンプ機能を有することが望ましいと考えられます。

排出区分（大区分）の名称については、両市町で異なっていますが、「資源物」とします。以上より、かんの統一案を表5-19のとおりとします。

表 5-19 かんの統一案

項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
大区分	中区分						
資源物	かん	飲料かん(アルミかん、スチールかん)	指定なし	専用ネット	中身のみ	パッカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	無

○かん

- ・ かんとしての収集は飲料かんのみとする。
- ・ 飲料用以外のかんは燃やさないごみとして収集し、施設で資源化する。
- ・ 上記にともない、収集容器は中身のみを積むこととする。排出容器及びステーション容器は両市町により設定する。
- ・ 収集車両は平ボディ車などでも問題ないがダンプ機能を有する方向とする。
- ・ 排出区分（大区分）の名称は「資源物」とする。

7 びん

(1) 両市町の状況と調整事項の抽出

両市町のびん（びん類、びん・ペットボトル）の分別・収集体制を表 5-20 に、調整事項を抽出したものを表 5-21 に示します。

表 5-20 びん（びん類、びん・ペットボトル）の分別・収集体制（H21 ふじみ野市、H20 三芳町）

市町	項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
	大区分	中区分						
ふじみ野市	資源物1	びん類 (上福岡地区)	飲料用びん、洋酒びん、コーヒーのびん、調味料などの食品類のびん、一升びん、ビールびん、化粧品品のびんなど	透明・白色半透明の袋			平ボディ車	無
		びん類 (大井地区)	①透明・白色びん、②色付きのびん	指定なし	コンテナ(黄)		平ボディ車	無(2種のコンテナを1台にまとめて積載)
三芳町	資源ごみ	びん・ ペットボトル	透明のびん	指定なし	コンテナ(青)		平ボディ車	一部有(ペットボトルの一部を平ボディ車)
			色付きのびん	指定なし	コンテナ(緑)			

表 5-21 調整事項の抽出（びん）

	項目	調整の有無と方向性
1	排出区分（大区分）	両市町で名称が異なっているため、統一することが望ましい。
2	排出区分（中区分）	
3	排出区分（小区分）の内容	両市町で内容が異なっているため、統一することが望ましい。
4	排出容器	ふじみ野市上福岡地区は袋で、ふじみ野市大井地区及び三芳町はコンテナとなっており、統一が必要である。なお、現行コンテナの形状は両市町（ふじみ野市は大井地区）で異なっているため、施設整備事業計画の際には統一を含めた検討が必要となる。
5	ステーション容器	
6	収集容器	
7	収集車両	
8	混載の有無	三芳町ではペットボトルとの混載が見られるため、調整が必要となる。

(2) 統一案の選定と方針

① 排出区分（小区分）、容器

現在、ふじみ野市の上福岡地区と大井地区の統一に向けた検討が行われています。新施設での排出区分（小区分）や容器についても、頻繁な変更による住民負荷を与えないことを優先させると今年度の段階で結論を出すことは望ましくないと考えられます。

したがって、ふじみ野市での統一の方針が決定した後に検討を行うことにします。

② 混載

現在、三芳町では一部についてペットボトルとの混載が見られる状況です。これは、パッ

カー車収集だけでは不足するために空き車両を活用しての施策と考えられます。

したがって、収集効率面や、おろしやすい品目であるために場内での渋滞の懸念が大きくないことから止むを得ない場合は現状の体制を維持するものとします。その場合でも計量は個別に実施することとします。

なお、計量方式やスペース上の問題で、混載が全体の運営に影響を及ぼす際には混載を見直すものとします。

③ その他

排出区分（大区分）の名称については、両市町で異なっていますが、「資源物」とします。以上より、びんの統一案を表 5-22 のとおりとします。

表 5-22 びんの統一案

項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション 容器	収集容器	収集車両	他品目との 混載
大区分	中区分						
資源物	びん類	ふじみ野市内での統一の方向性が出た時点で検討する。			平ボディ車など	今後検討	

○びん

- ・ 排出区分（小区分）、容器は、ふじみ野市での統一の方針が決定した後に検討を行う。
- ・ 三芳町での混載は止むを得ない場合は現行の体制を継続する。
- ・ 混載の場合でも計量は個別に行う。
- ・ 計量方式やスペース上の問題で、混載が全体の運営に影響を及ぼす際には混載を見直す。
- ・ 排出区分（大区分）の名称は「資源物」とする。

8 ペットボトル

(1) 両市町の状況と調整事項の抽出

両市町のペットボトル（ペットボトル、びん・ペットボトル）の分別・収集体制を表 5-23 に、調整事項を抽出したものを表 5-24 に示します。

表 5-23 ペットボトル（ペットボトル、びん・ペットボトル）の分別・収集体制
(H21 ふじみ野市、H20 三芳町)

市町	項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション 容器	収集容器	収集車両	他品目との 混載
	大区分	中区分						
ふじみ野市	資源物2	ペットボトル	ペットボトル	指定なし	専用ネット	中身のみ	パッカー車	無
三芳町	資源ごみ	びん・ ペットボトル	ペットボトル	透明の袋			平ボディ車	一部有(ペットボトル の一部を平ボディ 車)

表 5-24 調整事項の抽出（ペットボトル）

	項目	調整の有無と方向性
1	排出区分（大区分）	両市町で名称が異なっているため、統一することが望ましい。
2	排出区分（中区分）	
3	排出区分（小区分） の内容	両市町とも同様であるが、ふじみ野市のみラベル除去を市民に依頼している。
4	排出容器	ふじみ野市は平成 20 年度からネットによる収集を行っているのに対し、三芳町では袋による収集を行っており、容器を調整する必要がある。
5	ステーション容器	
6	収集容器	排出容器またはステーション容器の違いにより、中身のみ積むか袋ごと積むかが異なってくる。
7	収集車両	将来もパッカー車または平ボディ車となるため、調整の必要は少ない。
8	混載の有無	三芳町ではびんとの混載が見られるため、調整が必要となる。

(2) 統一案の選定と方針

① ラベル除去

現在、ふじみ野市のみ住民にラベルの除去を依頼していますが（キャップ除去は両市町とも住民に依頼）、ラベルはプラスチック製容器包装として有効利用することが可能であるため、分別の意識を高めるためにも三芳町でも実施する方向とします。

② 排出容器、ステーション容器、収集容器

現在、ふじみ野市ではネットによる収集を実施しています。この理由としては袋の排出抑制などがあり、減量化を目指す両市町の施策に合致しているものといえます。

ふじみ野市ではネットは住民が管理していますが、大きなトラブルは発生していないことから、今後も継続すると共に、三芳町においても袋を使用しない方法を検討することが望ましいと考えられます。

広域処理の観点からはこのように、「袋を使用しない」ことのみを条件としておけば処理上での問題は少ないと考えられます。

したがって、収集容器のみ「袋を使用しないでそのまま」と規定し、排出容器及びステーション容器は両市町に一任することとします。なお、ごみ集積所環境維持のため、飲み残しなどが出されないよう、各家庭での管理を徹底するような施策を講じます。

これにより、収集容器は中身のみを積むこととします。

③ 混載

現在、三芳町では一部についてびんとの混載が見られる状況です。これは、空き車両を活用しての施策と考えられます。

したがって、収集効率面や、おろしやすい品目であるために場内での渋滞の懸念が大きくないことから止むを得ない場合は現状の体制を維持するものとします。その場合でも計量は個別に実施することとします。

なお、計量方式やスペース上の問題で、混載が全体の運営に影響を及ぼす際には混載を見直すものとします。

④ その他

排出区分（大区分）の名称については、両市町で異なっていますが、「資源物」とします。以上より、ペットボトルの統一案を表 5-25 のとおりとします。

表 5-25 ペットボトルの統一案

項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
大区分	中区分						
資源物	ペットボトル	ペットボトル	指定なし	専用ネット	中身のみ	バックカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	無

○ペットボトル

- ・ラベルは排出時に住民に除去してもらうようにする。
- ・収集容器は中身のみを積むこととする。排出容器及びステーション容器は両市町により設定する。
- ・三芳町での混載は止むを得ない場合は現行の体制を継続することとする。
- ・混載の場合でも計量は個別に行う。
- ・計量方式やスペース上の問題で、混載が全体の運営に影響を及ぼす際には混載を見直す。
- ・排出区分（大区分）の名称は「資源物」とする。

9 古紙類（新聞紙・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、布類）

(1) 両市町の状況と調整事項の抽出

両市町の古紙類（新聞紙など、古紙類）の分別・収集体制を表 5-26 に、調整事項を抽出したものを表 5-27 に示します。

表 5-26 古紙類（新聞紙など、古紙類）の分別・収集体制（H21 ふじみ野市、H20 三芳町）

市町	項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目との混載
	大区分	中区分						
ふじみ野市	資源物1	新聞紙	新聞紙	ひも束			上福岡:パッカー車・平ボディ車 大井:平ボディ車	無(上福岡:ダンボール以外混載 大井:紙パックを他と混載)
		ダンボール	ダンボール	ひも束				
		紙パック	紙パック	ひも束				
		布類	布類	ひも束				
	資源物2	雑誌、雑がみ	雑誌、雑がみ	ひも束・紙袋			上記古紙と同じ	無
三芳町	資源ごみ	古紙類	新聞紙・チラシ	ひも束			パッカー車、平ボディ車	無
			雑誌類	ひも束				
			ダンボール	ひも束			パッカー車 平ボディ車	無(これら4品目を混載)
			布類	ひも束				
			紙パック	ひも束				

表 5-27 調整事項の抽出（古紙類）

	項目	調整の有無と方向性
1	排出区分（大区分）	両市町で名称が異なっているため、統一することが望ましい。
2	排出区分（中区分）	
3	排出区分（小区分）の内容	
4	排出容器	ふじみ野市の「雑誌、雑がみ」で紙袋も可とされているため、統一することが望ましい。
5	ステーション容器	
6	収集容器	
7	収集車両	将来もパッカー車または平ボディ車となるため、調整の必要は少ない。なお、平ボディ車などでも問題ないがダンプ機能を有することが望ましい。
8	混載の有無	<p>[ふじみ野市上福岡地区]</p> <p>○上福岡清掃センターへ搬入する新聞紙・チラシ、雑誌・雑がみ、紙パック、布類が混載にて搬入されている。</p> <p>[ふじみ野市大井地区]</p> <p>○紙パックと一部品目が混載にて搬入されている。</p> <p>[三芳町]</p> <p>○雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、布類が混載にて搬入されている。</p>

(2) 統一案の選定と方針

① 排出区分（小区分）

両市町とも概ね品目は同じですが名称は異なっています。ここでは住民の分かりやすさが重要と考えられ、具体的な品目を提示することが望ましいと判断します。したがって、「新聞紙・チラシ」、「雑誌・雑がみ」、「ダンボール」、「紙パック」、「布類」の5種類とします。

② 排出容器、ステーション容器、収集容器

現在、ふじみ野市では「雑誌・雑がみ」の一部を紙袋による収集を実施しています。今後は両市町で統一することが望ましいことからひも束とします。

③ 混載

古紙類は現状の引渡しを鑑みると、異物除去や圧縮梱包などの処理を行わずに資源化業者へと搬出されています。したがって、基本は保管のみの対応が想定されます。

この場合、混載する場合には、搬入者が自ら貯留ヤード内で選別を行うか、新施設内に選別作業員を配置して選別を行うかの選択肢があります。

このように、詳細は施設整備事業計画によりますが、これらを種類別に集めることは収集費用の増大が懸念されます。したがって、現段階では極力混載を行わないことのみを規定します。

④ その他

排出区分（大区分）の名称については、両市町で異なっていますが、「資源物」とします。以上より、古紙類の統一案を表5-28のとおりとします。

表 5-28 古紙類の統一案

項目		ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション容器	収集容器	収集車両	他品目の混載
大区分	中区分						
資源物	古紙類	新聞紙・チラシ	ひも束			パッカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	混載は無くす方向とする。
		雑誌・雑がみ	ひも束				
		ダンボール	ひも束				
		紙パック	ひも束				
		布類	ひも束				

○古紙類（新聞紙・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、布類）

- ・排出区分（小区分）は、「新聞紙・チラシ」、「雑誌・雑がみ」、「ダンボール」、「紙パック」、「布類」とする。
- ・「雑誌・雑がみ」の容器はひも束とする。
- ・混載の影響は施設整備事業計画によるため、極力混載を行わないことのみを規定する。
- ・収集車両は平ボディ車などでも問題ないがダンプ機能を有する方向とする。
- ・排出区分（大区分）の名称は「資源物」とする。

第6節 広域化実施時の分別・収集方法

第5節での検討結果をまとめ、広域化実施時の分別・収集方法をまとめると表5-29のとおりとなります。

表5-29 広域化実施時の分別・収集方法

大区分 中区分		項目	ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション 容器	収集容器	収集車両	他品目との混載	処理施設
燃やすごみ			生ごみ、紙くず、ゴム製品など ※最長辺30cm未満	透明・半透明の袋			パッカー車	無	熱回収施設
			木片・小枝 ※最長辺30cm未満	ひも束					
燃やさないごみ	燃やさないごみ		なべ・フライパン、一斗かん、セトモノ、傘、ドライヤー、ガラス、せんべいかん、食用油かんなど	透明・半透明の袋			パッカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	有害ごみとの混載を可能とする。	
	有害ごみ		蛍光管、体温計、鏡、スプレーかん、使い捨てライター、携帯用ガスボンベ、乾電池など (詳細な品目は施設整備事業計画と合わせて検討する。)	袋 そのまま			平ボディ車など	燃やさないごみとの混載を可能とする。	
	粗大ごみ		[可燃性粗大ごみ] ふとん、じゅうたん、可燃性の家具類などの可燃物 [不燃性粗大ごみ] ストーブ、スキー板、自転車、ガスレンジ、家庭電化製品などの不燃物 (詳細な品目は施設整備事業計画と合わせて検討する。)	そのまま			[可燃性粗大ごみ] 平ボディ車など(ダンプ付き車両が望ましい。) [不燃性粗大ごみ] 平ボディ車など(ダンプ付き車両が望ましい。)	無(収集体制により有害ごみとの混載も可能とする。)	
資源物	プラスチック製容器包装		発泡スチロール、食品トレー、洗剤やシャンプーなどの容器、歯磨き粉などのチューブ、お菓子やパンなどの袋、卵パック、食品トレイなど	透明・半透明の袋			パッカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	無	リサイクルセンター
	びん		ふじみ野市内での統一の方向性が出た時点で検討する。			平ボディ車など	今後検討		
	かん		飲料かん(アルミかん、スチールかん)	指定なし	専用ネット	中身のみ	パッカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	無	
	ペットボトル		ペットボトル	指定なし	専用ネット	中身のみ	パッカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	無	
	古紙類	新聞紙・チラシ		ひも束			パッカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	混載は無くす方向とする。	
		雑誌・雑がみ		ひも束					
		ダンボール		ひも束					
紙パック			ひも束						
	布類		ひも束						
プラスチック製容器包装以外のプラスチック			プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、植木鉢、洗面器、ポリタンク、歯ブラシ、ホース、スポンジ、ハンガー、ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、MDなど	透明・半透明の袋			パッカー車 平ボディ車など(ダンプ付車両が望ましい。)	無	

第6章 新施設への搬入量と搬入台数の調整

第1節 検討に係る基本方針

1 検討の目的と必要性

現在、本地域には3か所の清掃センターが存在しますが、ごみ処理の広域処理に向けて施設を集約します。したがって、3か所それぞれに搬入していた収集車両やごみの持ち込み車両が新施設に集中することになります。これまで、両市町では、曜日別の搬入量や搬入台数に対し、地域全体を見渡して調整した経緯は無く、それぞれの事情に応じて収集運搬体制を計画しています。

そのため、現在の体制のまま広域処理を開始した場合、特定の日に搬入が集中することで施設内の渋滞や安全性の低下を招くとともに、受入設備の過大設計が必要になるなど、施設の建設・運営上不適切な状況を招く可能性があります。

以上をふまえ、本計画では、市町別、ごみ種別などに施設搬入状況を把握し、搬入量や搬入台数の日間、曜日間での調整の必要性を検証します。その上で、調整が必要と判断される場合は、調整方法について方向性を見出し、調整方針を定めることを目的とします。

2 検討範囲と条件

本計画の検討範囲及び条件は表6-1のとおりです。

表 6-1 検討範囲及び条件

調査対象期間	平成 19 年 10 月
対象地域	ふじみ野市及び三芳町
調査項目	搬入量及び搬入台数
調査対象ごみ種	もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源物(びん、かん、ペットボトル、古紙類、容器包装プラスチック類、容器包装以外のプラスチック類)
搬入形態の区分	委託収集業者、許可収集業者、直接持込

※容器包装以外のプラスチック類は集計上、「資源物」に含めている。

また、現状ではごみの種類ごとに計量場所が異なるため、ごみの種類ごとの調査先を表6-2に整理します。

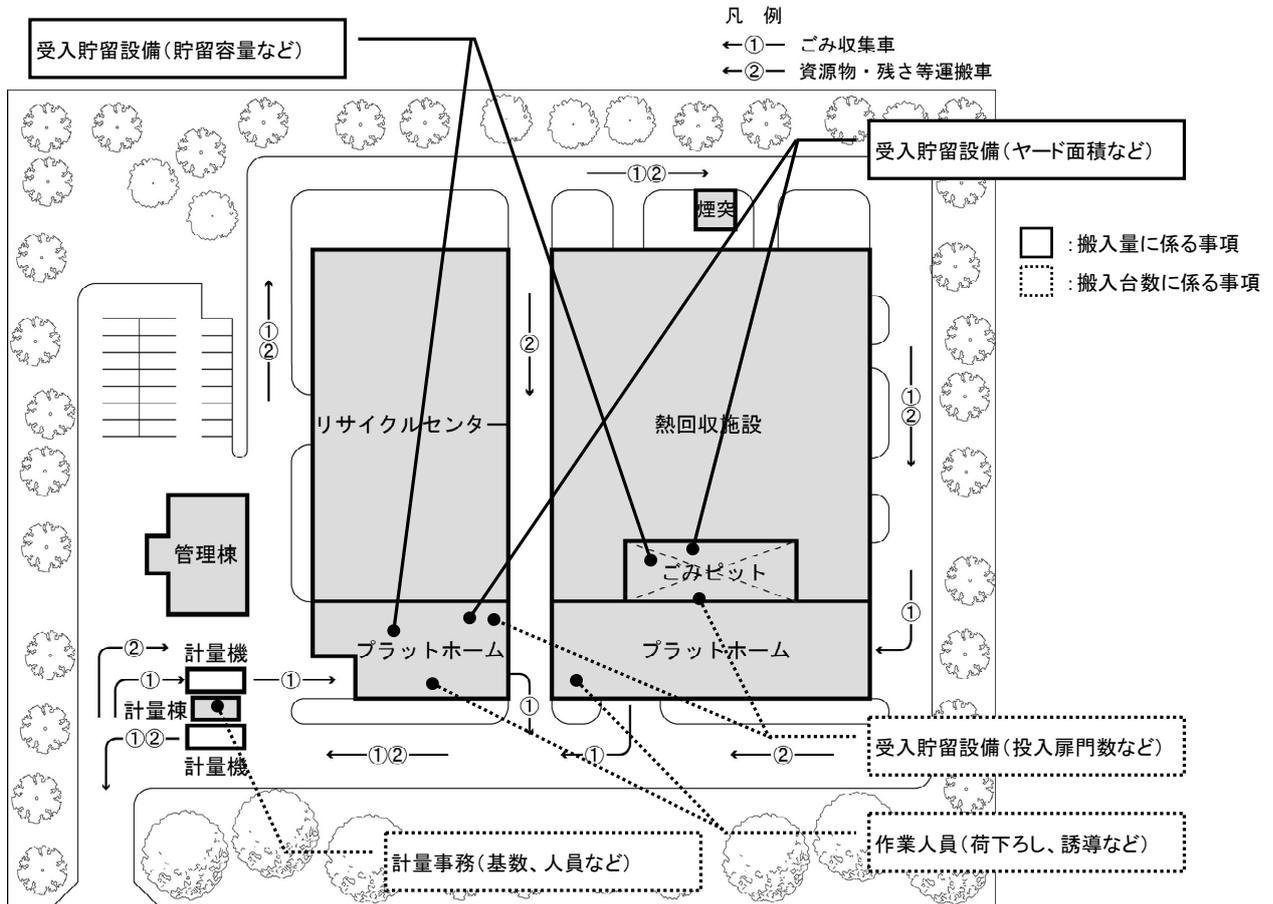
表 6-2 主な調査先

ごみの種類 地域	もえるごみ	もえないごみ ・粗大ごみ	資源物
ふじみ野市 上福岡地区	上福岡清掃センター	三芳町清掃工場	(プラスチック、ペットボトル他資源物) 上福岡清掃センター (びん、かん、一部古紙) 大井清掃センター
ふじみ野市 大井地区	大井清掃センター (一部、上福岡清掃センター)	大井清掃センター	(プラスチック、ペットボトル) 上福岡清掃センター (びん、かん他資源物) 大井清掃センター
三芳町	上福岡清掃センター	三芳町清掃工場	三芳町清掃工場

※直接持込は両市町の施設で対応している。

第2節 調整の必要性を判断する着眼点

搬入量や搬入台数の調整を判断するためには、施設機能へ及ぼす影響を把握する必要があります。各調査項目が影響する施設機能は図 6-1 のとおりです。また、具体的な着眼点を表 6-3 にまとめます。



※図：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版を参考に作成

図 6-1 各調査項目が影響する施設機能

表 6-3 調整の着眼点

着眼点	内容
搬入量の格差	搬入量の格差が大きいと、搬入量の多い日に合わせ、受入ヤードの面積や受入ピットの容量などを設定する必要がある。したがって、搬入量はできるだけ平滑化されていたほうが適切である。
搬入台数の格差	搬入台数の格差が大きいと、搬入台数の多い日に合わせ、荷下ろし作業人員、投入扉数などを設定する必要がある。搬入台数は計量事務や渋滞など、施設全体に影響を及ぼすため、ごみ種ごとではなく、全体での平滑化を考慮する。

第3節 調整方法

搬入量や搬入台数の調整方法を選択する必要があります。具体的には次のものが考えられます。なお、複数の方法を組み合わせることも考えられます。

1 収集体制による調整

特に家庭系ごみの収集（委託を含む）体制の変更によって調整する方法です。収集地区割や収集日を変更することが一般的です。調整は両市町で行う場合もあれば、両市町で総合的に行う方法も考えられます。ただし、調整の幅はごみ搬入量や人口規模などに大きく影響を受けません。そのため、両市町のごみ量、人口規模を勘案する必要があります。

2 許可業者、持込の搬入ルールによる調整

事業系許可業者、持込など、市町で定める搬入ルールの変更により調整する方法です。具体的には、許可業者ごとに搬入日や持込可能日を変更または設定する方法が考えられます。

3 ごみの種類による調整

搬入台数の全体を調整する場合などは、ごみの種類を限定して調整することも可能です。ただし、もえるごみはパッカー車で収集されているため、荷下ろしに必要な作業時間が少なく、他のごみに比べて車両台数の格差による問題が生じにくい傾向にあります。反面、資源物については人力による荷下ろしを行う可能性が高く、車両台数の格差の影響が大きくなる傾向にあります。したがって、調整の検討においては、ごみの種類による影響度の違いについても考慮する必要があります。

第4節 搬入量の整理と調整方針

本節では、両市町の搬入量を整理します。その結果を受けて調整の必要性を検討するとともに、調整における基本方針を設定します。なお、搬入量の整理項目と手順は図 6-2 のとおりであり、1、2、3 それぞれに対し、(1) から (4) を整理して (5) の調整方針を導きます。

なお、資源物については、品目ごとに受入れ状況が異なることを考慮しつつ、調整方針を決定します。

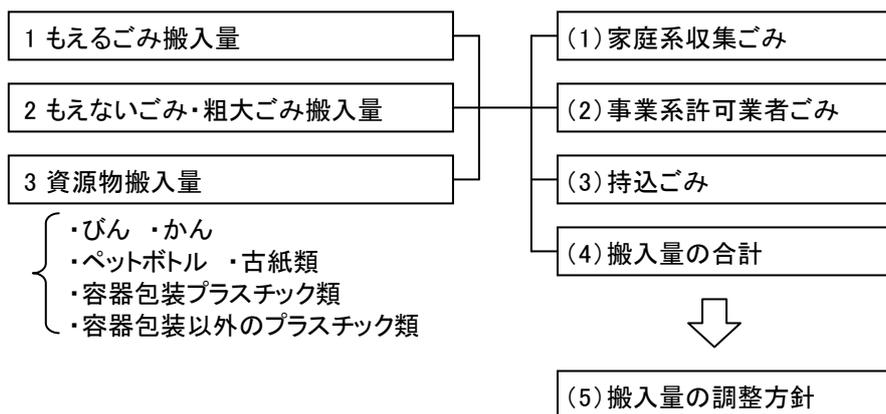


図 6-2 搬入量の整理項目と手順

1 もえるごみ搬入量

両市町のもえるごみ搬入量は表 6-4 のとおりです。

表 6-4 もえるごみ搬入量

(t/日)

H19.10	収集もえるごみ			許可業者もえるごみ			持込みもえるごみ			もえるごみ合計				
	ふじみ野市		計	ふじみ野市		計	ふじみ野市		計	ふじみ野市		計		
	上福岡地区	大井地区		上福岡地区	大井地区		上福岡地区	大井地区		上福岡地区	大井地区			
1 月	50.43	42.50	33.84	26.73	35.22	33.18	95.13	0.51	1.33	5.75	77.67	79.05	72.77	229.49
2 火	45.28	38.70	33.32	10.87	12.31	13.05	36.23	1.47	2.54	5.59	57.62	53.55	51.96	163.13
3 水	0.00	0.00	0.69	8.34	12.13	16.95	37.42	0.65	1.14	3.94	8.99	13.27	21.58	43.84
4 木	39.01	33.71	25.81	10.48	12.15	15.01	37.64	1.34	3.00	2.63	50.83	48.86	43.45	143.14
5 金	37.72	32.83	26.50	13.82	16.90	17.52	48.24	0.70	0.36	2.51	52.24	50.09	46.53	148.86
6 土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
7 日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8 月	51.74	44.96	33.34	24.07	30.42	29.04	83.53	0.59	0.37	4.35	76.40	75.75	66.73	218.88
9 火	51.02	43.83	33.90	10.37	11.56	10.63	32.56	2.27	1.10	1.59	63.66	56.49	46.12	166.27
10 水	0.00	0.00	3.10	8.64	12.42	15.34	36.40	2.95	2.19	2.36	11.59	14.61	20.80	47.00
11 木	40.78	35.77	26.67	10.44	12.45	13.46	36.35	1.86	1.60	2.08	53.08	49.82	42.21	145.11
12 金	38.26	32.94	25.17	13.07	16.72	17.17	46.96	3.07	0.55	1.94	54.40	50.21	44.28	148.89
13 土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14 日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
15 月	53.97	47.21	40.11	25.34	31.51	33.19	90.04	8.20	1.39	6.31	87.51	80.11	79.61	247.23
16 火	49.82	42.46	36.30	10.45	13.45	11.84	35.74	8.24	0.41	1.89	68.51	56.32	50.03	174.86
17 水	0.00	0.00	0.00	9.23	11.55	15.52	36.30	4.46	0.86	1.92	13.69	12.41	17.44	43.54
18 木	36.61	32.28	26.26	9.82	10.93	13.01	33.76	6.34	1.27	1.74	52.77	44.48	41.01	138.26
19 金	35.96	30.95	27.72	12.89	15.40	17.06	45.35	7.04	1.16	1.87	55.89	47.51	46.65	150.05
20 土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
21 日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
22 月	51.90	46.93	34.29	24.41	32.80	31.93	89.14	6.74	0.62	4.98	83.05	80.35	71.20	234.60
23 火	50.25	42.98	33.09	9.96	12.84	13.00	35.80	2.91	1.62	2.28	63.12	57.44	48.37	168.93
24 水	0.00	0.00	1.38	8.01	11.95	14.56	34.52	2.23	0.98	1.68	10.24	12.93	17.62	40.79
25 木	37.34	34.02	27.97	9.22	10.51	14.60	34.33	1.72	0.44	2.62	48.28	44.97	45.19	138.44
26 金	35.85	30.77	24.43	12.18	16.20	17.18	45.56	1.50	1.29	1.80	49.53	48.26	43.41	141.20
27 土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
28 日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
29 月	51.73	45.19	37.28	26.07	32.04	34.70	92.81	1.97	1.94	4.94	79.77	79.17	76.92	235.86
30 火	49.71	42.33	37.55	10.62	13.81	13.37	37.80	4.52	0.90	5.66	64.85	57.04	56.58	178.47
31 水	0.00	0.00	0.00	8.01	11.55	17.33	36.89	4.05	0.90	3.59	12.06	12.45	20.92	45.43
合計	807.38	700.36	568.72	313.04	396.82	428.64	1,138.50	75.33	27.96	74.02	1,195.75	1,125.14	1,071.38	3,392.27
平均	26.04	22.59	18.35	10.10	12.80	13.83	36.73	2.43	0.90	2.39	38.57	36.29	34.56	109.43

(1) 収集ごみ

収集ごみ（もえるごみ）の搬入量は図 6-3 のとおりです。

ふじみ野市では、月、火、木、金で収集しています。一方、三芳町は水曜日にわずかな搬入がありますが、ほとんどのもえるごみは月、火、木、金で収集しています。両市町を通じ、月曜日と火曜日は木曜日と金曜日に比べ収集量が多くなっています。

なお、8日（月）は祝日ですが、平日と同様に収集しているため、11日（木）の搬入量は大きく増加していません。

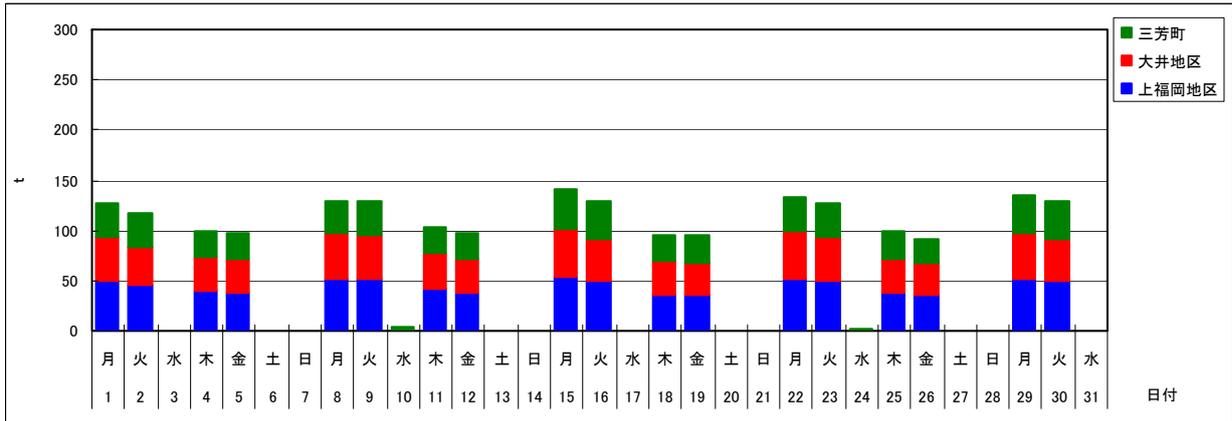


図 6-3 収集ごみ搬入量 (もえるごみ)

(2) 許可業者ごみ

許可業者ごみ（もえるごみ）の搬入量は図 6-4 のとおりです。

両市町を通じて、土曜日と日曜日に搬入ができないことから、月曜日の収集量が他の曜日に比べて、2倍から3倍程度多くなっています。

なお、収集ごみに比べると、1/3 から 1/2 程度の搬入量であり、月曜日を除けば比較的安定した搬入量となっています。

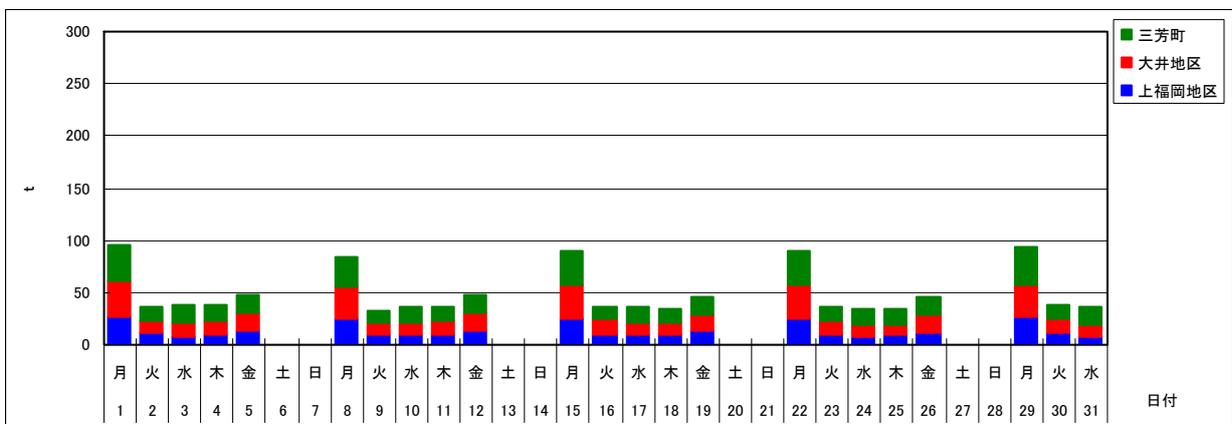


図 6-4 許可業者ごみ搬入量 (もえるごみ)

(3) 持込ごみ

持込ごみ（もえるごみ）の搬入量は図 6-5 のとおりです。

土曜日と日曜日は両市町で持込ごみを受入れていないことから、搬入はありません。平日についても、搬入量は収集ごみや許可業者ごみに比べて非常に少なくなっています。

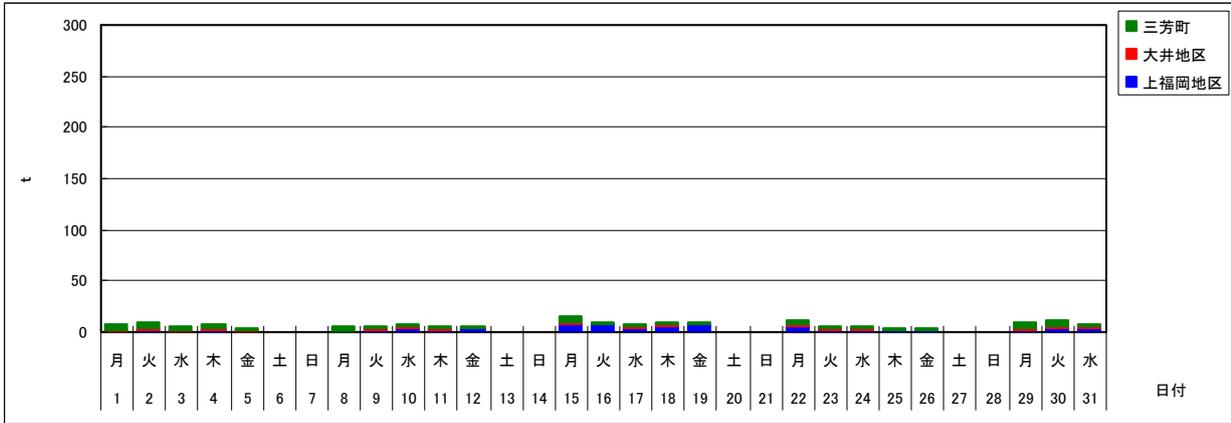


図 6-5 持込ごみ搬入量（もえるごみ）

(4) もえるごみ搬入量の合計

もえるごみ搬入量の合計は図 6-6 のとおりです。

月曜日に搬入量が多く、水曜日が他の曜日の 1/4 から 1/3 となっています。もえるごみ 1 日平均搬入量が約 110 tであることを考慮すると、月曜日は平均値の約 2 倍のごみ量が搬入される結果となっています。

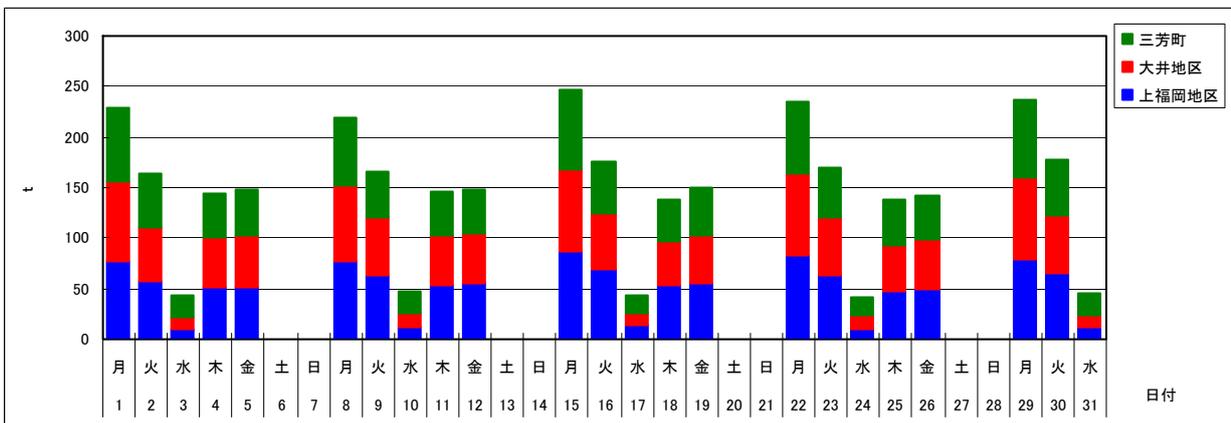


図 6-6 もえるごみ搬入量の合計

(5) もえるごみ搬入量の調整方針

前述のとおり、月曜日が他の曜日に比べて多くなっており、一日平均搬入量の約2倍となっています。もえるごみの貯留容量は、来年度以降の検討事項となりますが、設置する炉数により1炉補修点検時や全炉補修点検時などによって異なってきます。

この場合においても、搬入量の平滑化が望ましいことが明らかです。そのため、収集運搬体制の変更による搬入量調整についても来年度以降の検討課題とします。現時点での基本的方向性として、搬入量の調整は、両市町の収集ごみで調整するものとします。具体的には、収集量の多い月曜日のごみを収集量の少ない水曜日に振り分ける対応などを検討します。

以上より、もえるごみ搬入量の調整方針を次のとおりとします。

原則として、もえるごみ搬入量を調整する必要性は小さいと判断します。

ただし平滑化を推進する場合は、両市町の収集ごみのうち、月曜日搬入分を水曜日に振り分けることを検討します。

2 もえないごみ・粗大ごみ搬入量

両市町のもえないごみ・粗大ごみ搬入量は表6-5のとおりです。

表 6-5 もえないごみ・粗大ごみ搬入量

(t/日)

H19.10	収集もえないごみ・粗大ごみ			許可業者もえないごみ・粗大ごみ			持込みもえないごみ・粗大ごみ			もえないごみ・粗大ごみ合計					
	ふじみ野市		計	ふじみ野市		計	ふじみ野市		計	ふじみ野市		計			
	上福岡地区	大井地区		上福岡地区	大井地区		上福岡地区	大井地区		上福岡地区	大井地区				
1月	0.00	0.00	21.43	0.01	0.06	0.00	0.07	4.74	0.94	0.20	5.88	4.75	1.00	21.63	27.38
2火	0.00	0.00	19.92	0.00	0.00	0.05	0.05	1.36	0.00	0.00	1.36	1.36	0.00	19.97	21.33
3水	0.00	0.00	1.43	0.16	1.73	0.18	2.07	3.49	0.03	0.00	3.52	3.65	1.76	1.61	7.02
4木	0.00	0.00	0.00	0.20	0.12	0.04	0.36	1.12	0.07	0.02	1.21	1.32	0.19	0.06	1.57
5金	0.00	0.00	1.27	0.14	0.00	0.00	0.14	2.45	0.68	0.18	3.31	2.59	0.68	1.45	4.72
6土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
7日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8月	18.19	7.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.76	0.70	0.00	3.46	20.95	8.02	0.00	28.97
9火	13.51	8.51	0.00	0.00	0.09	0.03	0.12	1.16	0.09	0.00	1.25	14.67	8.69	0.03	23.39
10水	0.00	0.00	0.00	0.07	0.01	0.06	0.14	3.56	0.23	0.20	3.99	3.63	0.24	0.26	4.13
11木	14.91	8.14	0.00	0.29	0.17	0.07	0.53	2.31	0.63	0.00	2.94	17.51	8.94	0.07	26.52
12金	14.62	6.00	0.00	0.10	0.00	0.00	0.10	2.48	0.02	0.38	2.88	17.20	6.02	0.38	23.60
13土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
15月	0.00	0.00	24.24	0.03	0.02	0.00	0.05	4.04	0.28	0.36	4.68	4.07	0.30	24.60	28.97
16火	0.00	0.00	22.54	0.00	0.00	0.01	0.01	0.65	0.17	1.63	2.45	0.65	0.17	24.18	25.00
17水	0.00	0.00	1.29	0.11	0.00	0.08	0.19	3.77	0.11	1.87	5.75	3.88	0.11	3.24	7.23
18木	0.00	0.00	2.47	0.00	0.27	0.00	0.27	2.16	0.78	1.63	4.57	2.16	1.05	4.10	7.31
19金	0.00	0.00	2.32	0.09	0.00	0.00	0.09	1.87	0.33	0.02	2.22	1.96	0.33	2.34	4.63
20土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
21日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
22月	17.83	7.23	0.00	0.09	0.02	0.00	0.11	4.71	0.15	2.40	7.26	22.63	7.40	2.40	32.43
23火	16.94	8.67	0.00	0.04	0.00	0.03	0.07	0.93	0.14	2.37	3.44	17.91	8.81	2.40	29.12
24水	0.00	0.00	2.34	0.23	0.05	0.08	0.36	2.44	0.51	0.71	3.66	2.67	0.56	3.13	6.36
25木	14.33	8.14	0.00	0.62	0.23	0.12	0.97	1.25	0.27	0.08	1.60	16.20	8.64	0.20	25.04
26金	14.75	5.78	0.00	0.00	0.10	0.00	0.10	1.22	0.00	0.00	1.22	15.97	5.88	0.00	21.85
27土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
28日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
29月	0.00	0.00	23.36	0.29	0.85	0.00	1.14	2.46	0.45	0.00	2.91	2.75	1.30	23.36	27.41
30火	0.00	0.00	24.52	0.06	0.00	0.03	0.09	0.55	1.55	0.19	2.29	0.61	1.55	24.74	26.90
31水	0.00	0.00	1.20	0.04	1.68	0.10	1.82	2.54	0.38	0.23	3.15	2.58	2.06	1.53	6.17
合計	125.08	59.79	148.33	2.57	5.40	1	8.85	54.02	8.51	12.47	75.00	181.67	73.70	161.68	417.05
平均	4.03	1.93	4.78	0.08	0.17	0.03	0.29	1.74	0.27	0.40	2.42	5.86	2.38	5.22	13.45

(1) 収集ごみ

収集ごみ（もえないごみ・粗大ごみ）の搬入量は図 6-7 のとおりです。

ふじみ野市は月、火、木、金の収集であり、三芳町は月、火を中心とした収集を行っています。隔週の収集日は両市町で重複しないように設定しているため、特定の週に搬入が集中することはありません。しかし、三芳町は月曜日と火曜日を中心に収集日を設定しているため、木曜日と金曜日にほとんど搬入されない週があります。

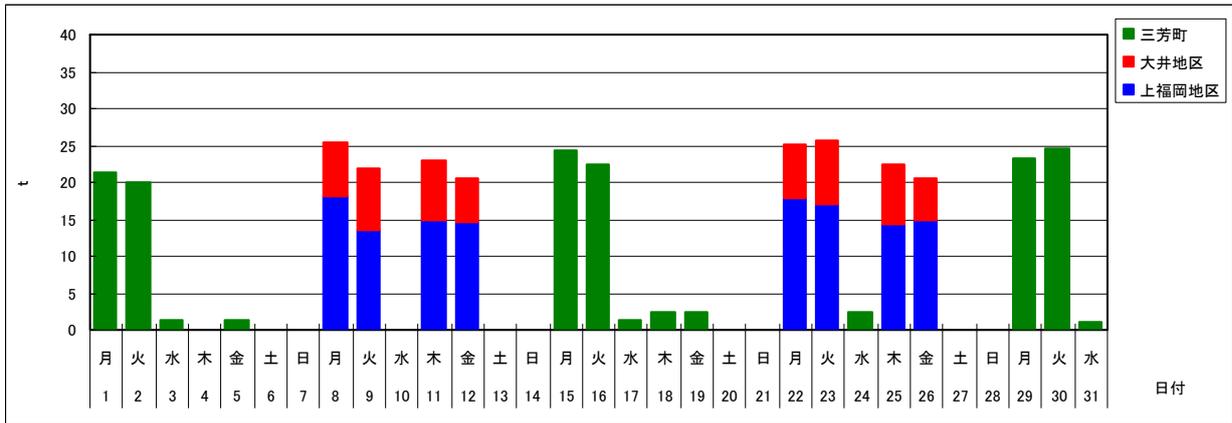


図 6-7 収集ごみ搬入量 (もえないごみ・粗大ごみ)

(2) 許可業者ごみ

許可業者ごみ（もえないごみ・粗大ごみ）の搬入量は図 6-8 のとおりです。

両市町では、事業系許可業者によるもえないごみ・粗大ごみの受入を基本的に行っておらず、公共施設から出るものを受け入れています。

搬入量はばらつきがあるものの、収集ごみに比べて非常に少ないものとなっています。

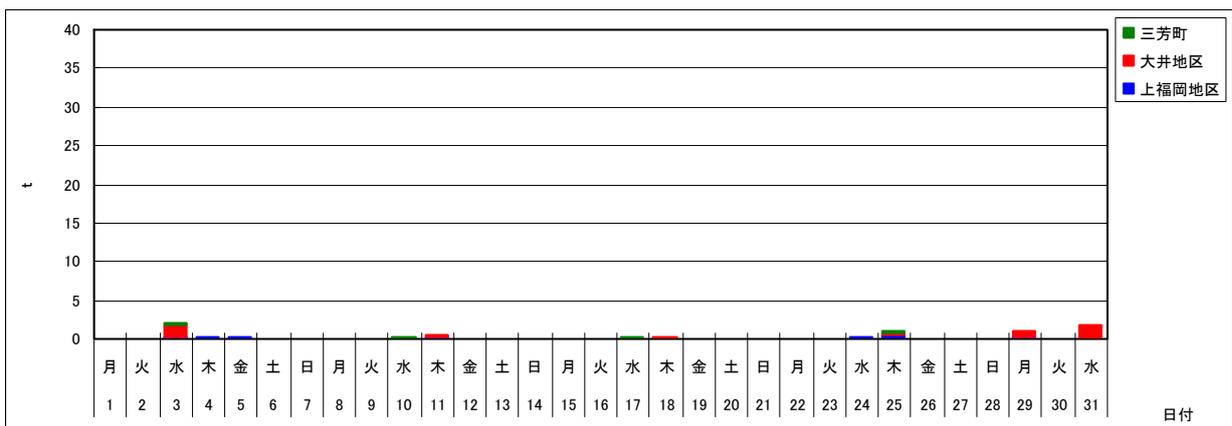


図 6-8 許可業者ごみ搬入量 (もえないごみ・粗大ごみ)

(3) 持込ごみ

持込ごみ（もえないごみ・粗大ごみ）の搬入量は図 6-9 のとおりです。

両市町で、土曜日と日曜日は持込ごみを受け付けていないことから、搬入がありません。ふじみ野市大井地区と三芳町について、平日の搬入量は収集ごみに比べて非常に少ないものとなっています。一方、ふじみ野市上福岡地区では、月曜日と水曜日を中心に搬入量が多く、1か月全体で見ると、収集ごみの 1/2 弱程度の搬入量があります。

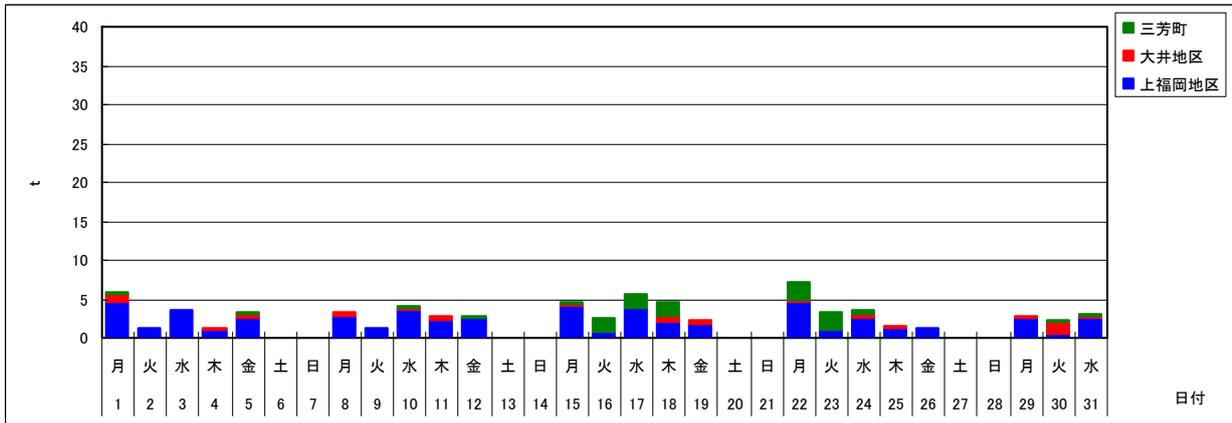


図 6-9 持込ごみ搬入量（もえないごみ・粗大ごみ）

(4) もえないごみ・粗大ごみ搬入量の合計

もえないごみ・粗大ごみ搬入量の合計は図 6-10 のとおりです。

ふじみ野市の収集が主となる週では水曜日が他の平日に比べて搬入量が少ないですが、三芳町の収集が主となる週では水曜日に加え、木曜日と金曜日の搬入量が少なくなっています。

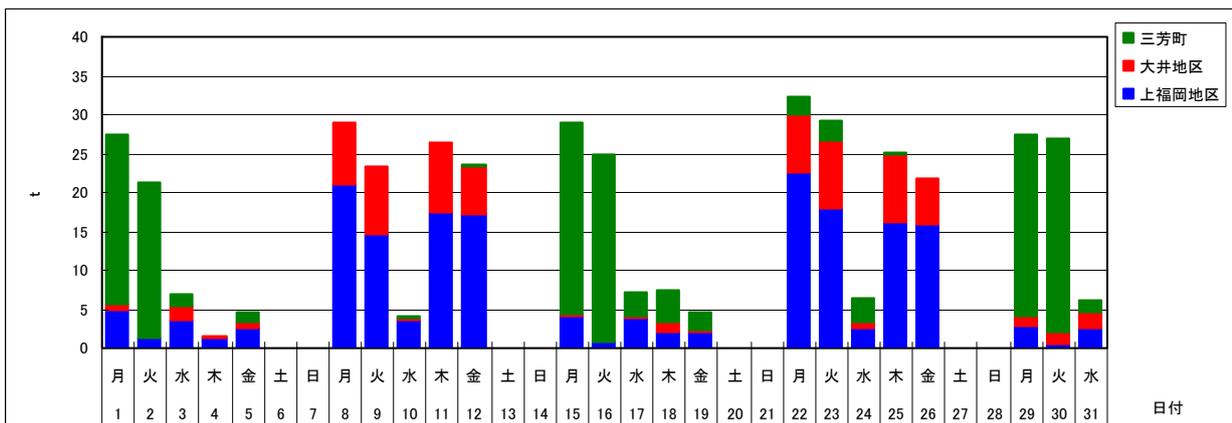


図 6-10 もえないごみ・粗大ごみ搬入量の合計

(5) もえないごみ・粗大ごみ搬入量の調整方針

ふじみ野市では、隔週の月、火、木、金に搬入が集中しています。一方、三芳町では、隔週の月、火に搬入が集中しています。全体としてみると、1日平均搬入量の約2倍の搬入がある曜日と約1/2の搬入がある曜日の2つに分かれます。

したがって、両市町の収集体制を変更して平滑化するか、一時的に搬入量の多い曜日に合わせて設備的な受入体制を整えるかを選択することとします。収集体制を変更する場合は、搬入の少ない水曜日、木曜日、金曜日に他の曜日の搬入を振り分ける対応などを検討します。

以上より、もえないごみ・粗大ごみの搬入量の調整方針を次のとおりとします。

両市町では、特定の曜日に集中して搬入する収集体制となっておりますが、収集体制を変更して平滑化を図るか、施設での受入体制を整えるかについては、来年度以降の検討課題とします。

3 資源物搬入量

両市町の資源物搬入量は表 6-6 のとおりです。

表 6-6 資源物搬入量

(t/日)

H19.10	収集資源物						許可業者資源物						持込み資源物						資源物合計								
	ふじみ野市			三芳町			ふじみ野市			三芳町			ふじみ野市			三芳町			ふじみ野市			三芳町			計		
	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計			
1月	17.92	6.49	0.00	0.00	0.03	0.90	0.00	0.00	0.93	0.17	0.07	0.00	0.00	0.24	18.09	6.59	0.90	18.09	6.59	0.90	18.09	6.59	0.90	25.58			
2火	18.97	8.33	0.00	0.00	0.01	1.20	0.00	0.00	1.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	18.97	8.34	1.20	18.97	8.34	1.20	18.97	8.34	1.20	28.51			
3水	13.80	44.32	11.19	0.00	0.01	1.36	0.00	0.01	1.37	0.01	0.02	0.00	0.00	0.23	13.81	44.35	12.75	13.81	44.35	12.75	13.81	44.35	12.75	70.91			
4木	19.13	8.12	7.03	0.18	1.01	0.67	0.00	0.00	1.86	0.02	0.01	0.00	0.00	0.03	19.33	9.14	7.70	19.33	9.14	7.70	19.33	9.14	7.70	36.17			
5金	24.84	5.95	6.94	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.16	0.00	0.00	0.00	0.16	25.00	5.95	6.94	25.00	5.95	6.94	25.00	5.95	6.94	37.89			
6土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
7日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
8月	1.31	0.00	0.00	0.00	0.23	1.37	0.00	0.00	1.60	0.00	0.35	0.00	0.00	0.35	1.31	0.58	1.37	1.31	0.58	1.37	1.31	0.58	1.37	3.26			
9火	0.95	0.00	0.00	0.00	0.02	1.12	0.00	0.00	1.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.95	0.02	1.14	0.95	0.02	1.14	0.95	0.02	1.14	2.11			
10水	14.41	50.80	11.35	0.00	0.03	1.06	0.00	0.03	1.09	0.14	0.00	0.00	0.00	0.14	14.55	50.83	12.41	14.55	50.83	12.41	14.55	50.83	12.41	77.79			
11木	1.21	0.00	10.19	0.08	0.21	0.54	0.00	0.02	0.83	0.00	0.03	0.00	0.00	0.09	1.29	0.24	10.79	1.29	0.24	10.79	1.29	0.24	10.79	12.32			
12金	1.27	0.00	9.77	0.00	0.02	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	0.13	0.00	0.00	0.13	1.27	0.15	9.77	1.27	0.15	9.77	1.27	0.15	9.77	11.19			
13土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
14日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
15月	19.39	6.22	0.00	0.00	0.08	1.03	0.00	0.08	1.11	0.00	0.02	0.00	0.00	0.02	19.39	6.32	1.03	19.39	6.32	1.03	19.39	6.32	1.03	26.74			
16火	21.37	8.87	0.00	0.00	0.02	1.08	0.00	0.02	1.10	0.00	0.26	0.00	0.00	0.34	21.37	9.15	1.16	21.37	9.15	1.16	21.37	9.15	1.16	31.68			
17水	13.75	44.61	11.20	0.00	0.00	1.22	0.00	0.00	1.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.75	44.61	12.42	13.75	44.61	12.42	13.75	44.61	12.42	70.78			
18木	22.12	8.33	7.23	0.18	0.83	0.61	0.00	0.83	1.62	0.00	0.11	0.00	0.12	0.23	22.30	9.27	7.96	22.30	9.27	7.96	22.30	9.27	7.96	39.53			
19金	24.38	6.16	7.06	0.00	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.12	0.07	0.00	0.02	0.21	24.50	6.24	7.08	24.50	6.24	7.08	24.50	6.24	7.08	37.82			
20土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
21日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
22月	1.51	0.00	0.00	0.00	0.01	0.98	0.00	0.01	0.99	0.39	0.46	0.00	0.00	0.85	1.90	0.47	0.98	1.90	0.47	0.98	1.90	0.47	0.98	3.35			
23火	1.32	0.00	0.00	0.00	0.02	0.96	0.00	0.02	0.98	0.04	0.00	0.00	0.00	0.04	1.36	0.02	0.96	1.36	0.02	0.96	1.36	0.02	0.96	2.34			
24水	13.86	48.66	11.26	0.00	0.02	1.23	0.00	0.02	1.25	0.20	0.00	0.00	0.00	0.20	14.06	48.68	12.49	14.06	48.68	12.49	14.06	48.68	12.49	75.23			
25木	1.23	0.00	9.93	0.08	0.22	0.64	0.00	0.22	0.94	0.00	0.05	0.00	0.00	0.05	1.31	0.27	10.57	1.31	0.27	10.57	1.31	0.27	10.57	12.15			
26金	1.41	0.00	9.29	0.00	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.41	0.01	9.29	1.41	0.01	9.29	1.41	0.01	9.29	10.71			
27土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
28日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
29月	18.32	6.11	0.00	0.00	0.00	0.88	0.00	0.00	0.88	0.14	0.07	0.00	0.00	0.21	18.46	6.18	0.88	18.46	6.18	0.88	18.46	6.18	0.88	25.52			
30火	20.14	9.02	0.00	0.00	0.02	1.14	0.00	0.02	1.16	0.20	0.00	0.00	0.00	0.20	20.34	9.04	1.14	20.34	9.04	1.14	20.34	9.04	1.14	30.52			
31水	14.31	46.32	11.33	0.00	0.01	1.50	0.00	0.01	1.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.31	46.33	12.83	14.31	46.33	12.83	14.31	46.33	12.83	73.47			
合計	286.92	308.29	123.77	0.52	2.82	19.49	0.52	2.82	22.83	1.59	1.65	0.50	0.50	3.74	289.03	312.76	143.76	289.03	312.76	143.76	289.03	312.76	143.76	745.55			
平均	9.26	9.94	3.99	0.02	0.09	0.63	0.02	0.09	0.74	0.05	0.05	0.02	0.02	0.12	9.32	10.09	4.64	9.32	10.09	4.64	9.32	10.09	4.64	24.05			

(1) 収集ごみ

収集ごみ（資源物）の搬入量は図 6-11 のとおりです。また、各品目の搬入量も併せて、図 6-12～図 6-17 に示します。

ふじみ野市上福岡地区と三芳町では、搬入がある日とない日があるものの、特に際立って搬入量の多い日も見受けられず比較的平滑化された状態となっています。しかし、品目別に見ると、両市町の容器包装プラスチック類の搬入が水曜日に集中している状況にあります。

ふじみ野市大井地区では、「資源の日」を水曜日に設定し、びん、かん、ペットボトル、古紙類を収集していることから、毎週水曜日に搬入が集中しています。

品目別に見ると、古紙類と容器包装プラスチック類が水曜日に搬入が集中しており、他の品目は全体として平滑化がされています。

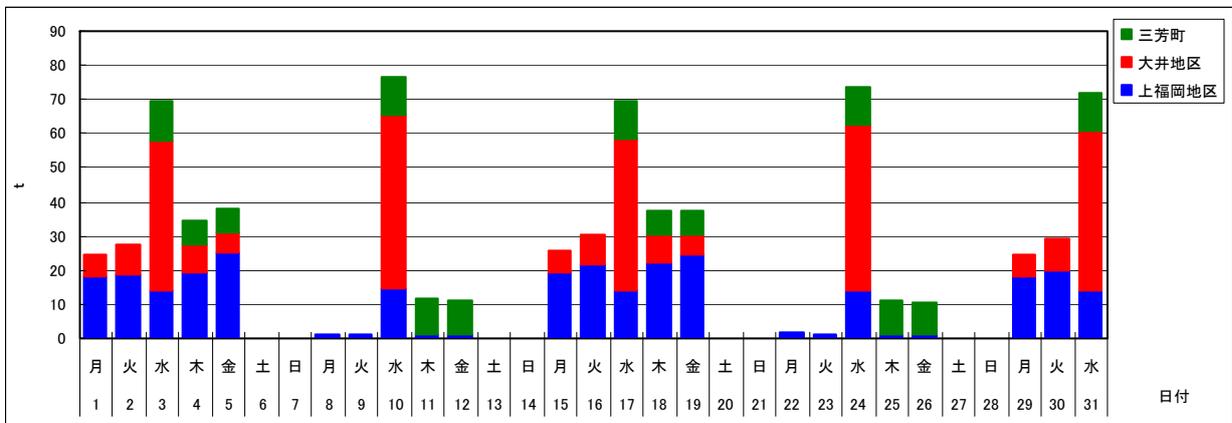
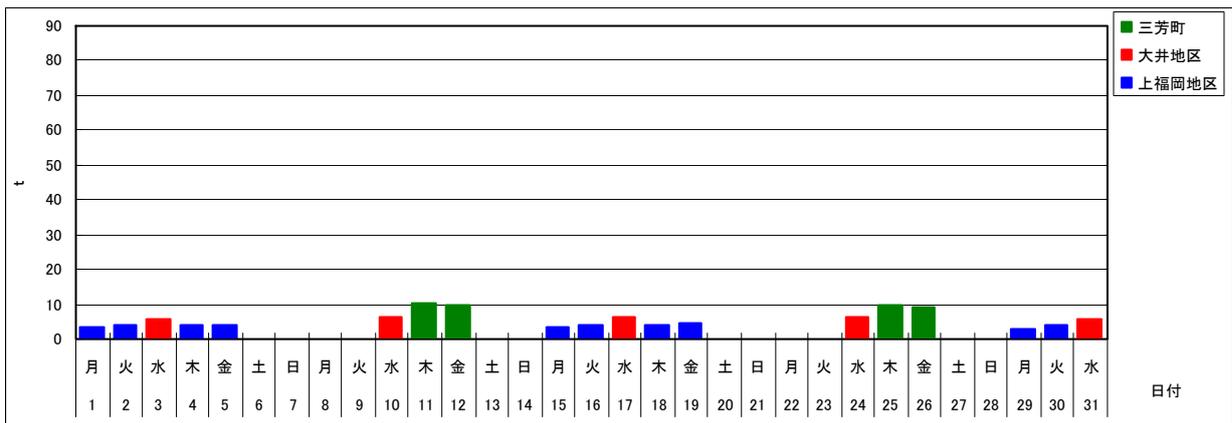


図 6-11 収集ごみ搬入量（資源物）



※三芳町のびんはペットボトルと混載して収集しているため、ペットボトルの搬入量も含まれている。

図 6-12 収集ごみ搬入量（びん）

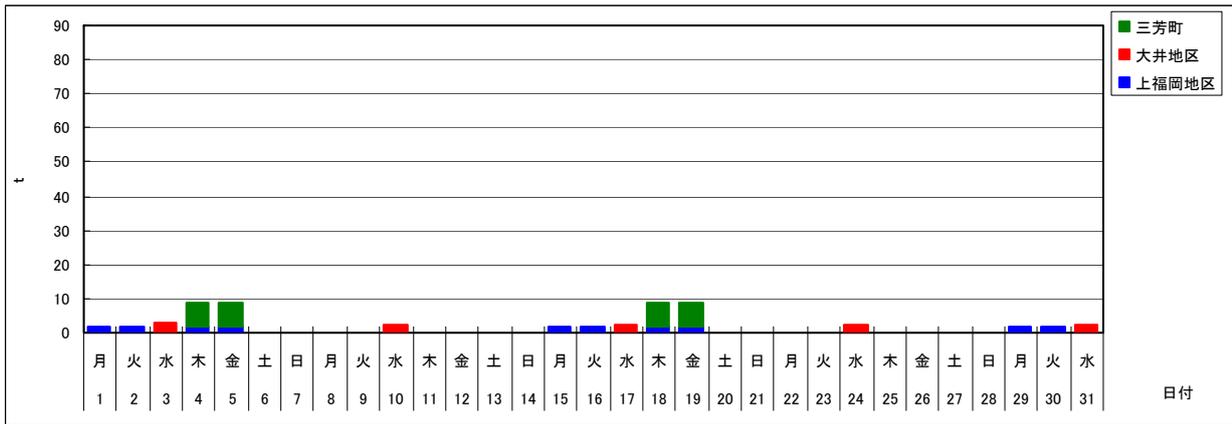
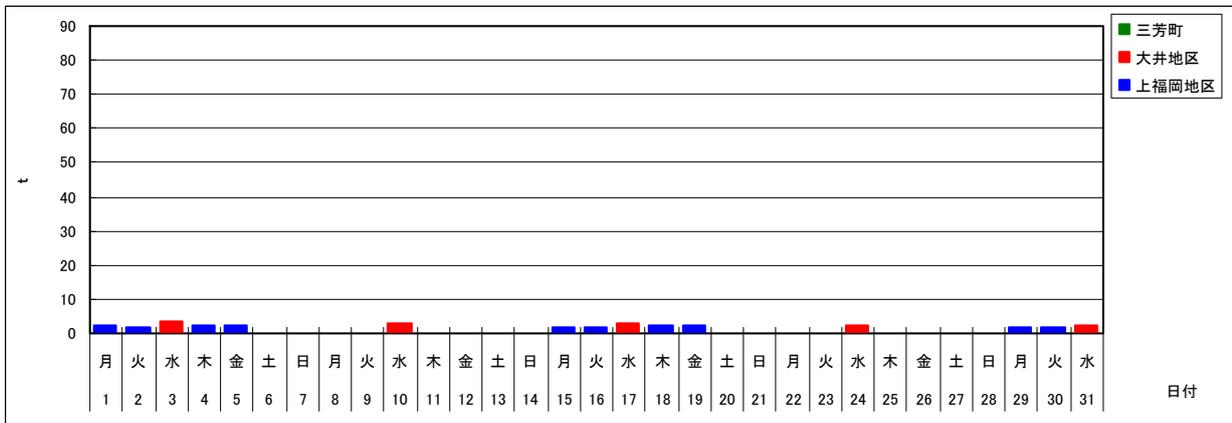
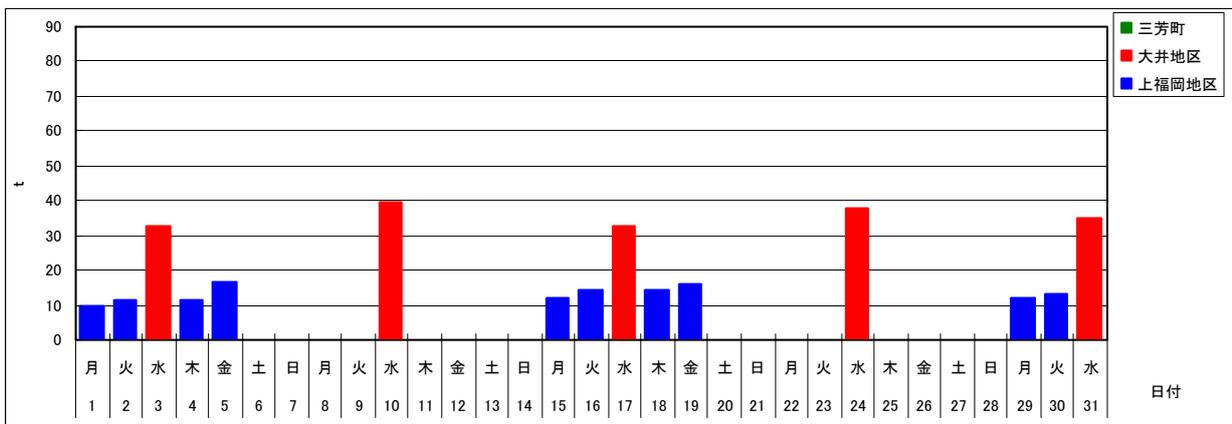


図 6-13 収集ごみ搬入量 (かん)



※三芳町のペットボトルはびんと混載して収集しているため、びんの搬入量に含まれている。

図 6-14 収集ごみ搬入量 (ペットボトル)



※三芳町古紙類のうち、三芳町清掃工場を経由せずに民間業者へ搬入されているものは含まれていない。

図 6-15 収集ごみ搬入量 (古紙類)

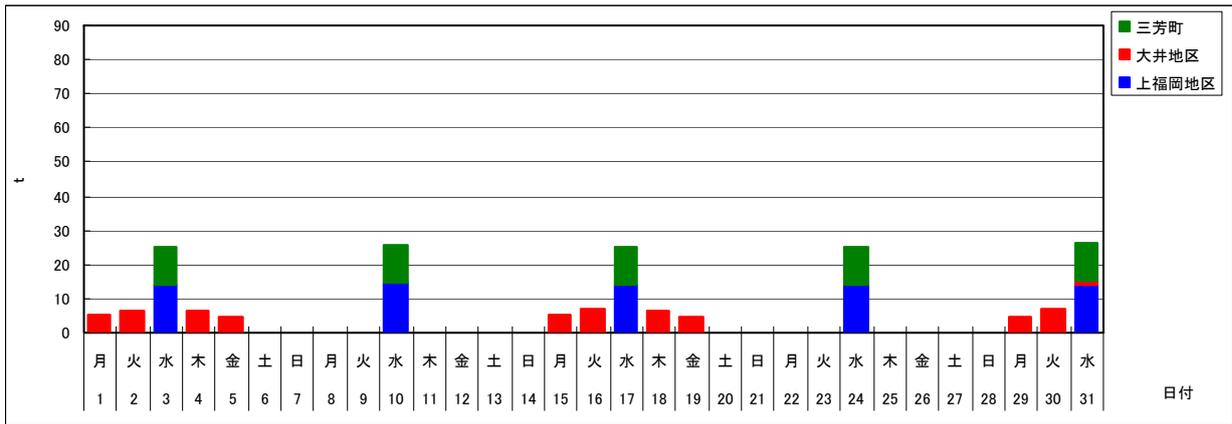
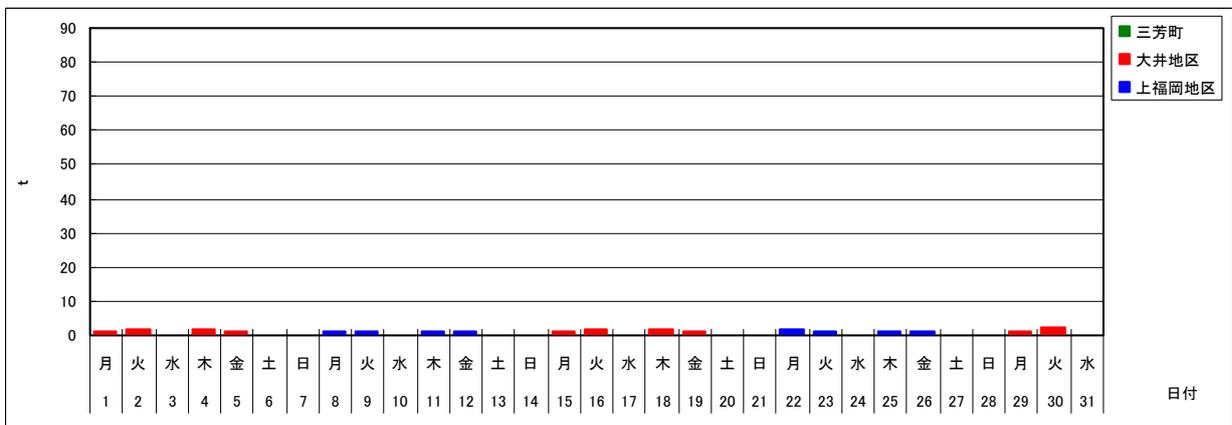


図 6-16 収集ごみ搬入量 (容器包装プラスチック類)



※三芳町の容器包装以外のプラスチック類はもえないごみ・粗大ごみと混載して収集しているため、もえないごみ・粗大ごみの搬入量に含まれている。

図 6-17 収集ごみ搬入量 (容器包装以外のプラスチック類)

(2) 許可業者ごみ

許可業者ごみ（資源物）の搬入量は図 6-18 のとおりです。

両市町での搬入量は収集ごみに対して非常に少なく、変動も小さいものとなっています。

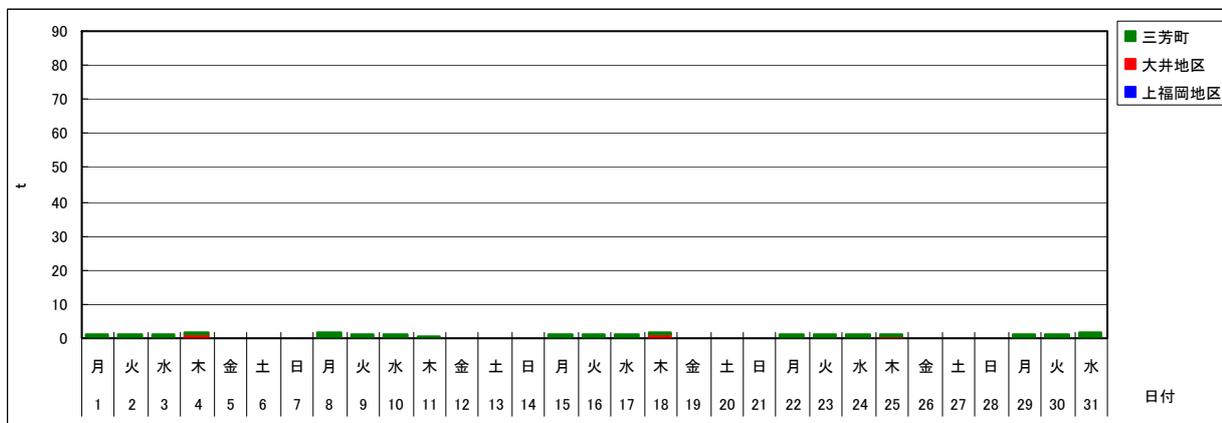


図 6-18 許可業者ごみ搬入量（資源物）

(3) 持込ごみ

持込ごみ（資源物）の搬入量は図 6-19 のとおりです。

両市町とも事業系許可業者と同じく収集ごみに対して非常に少なく、変動も小さいものとなっています。

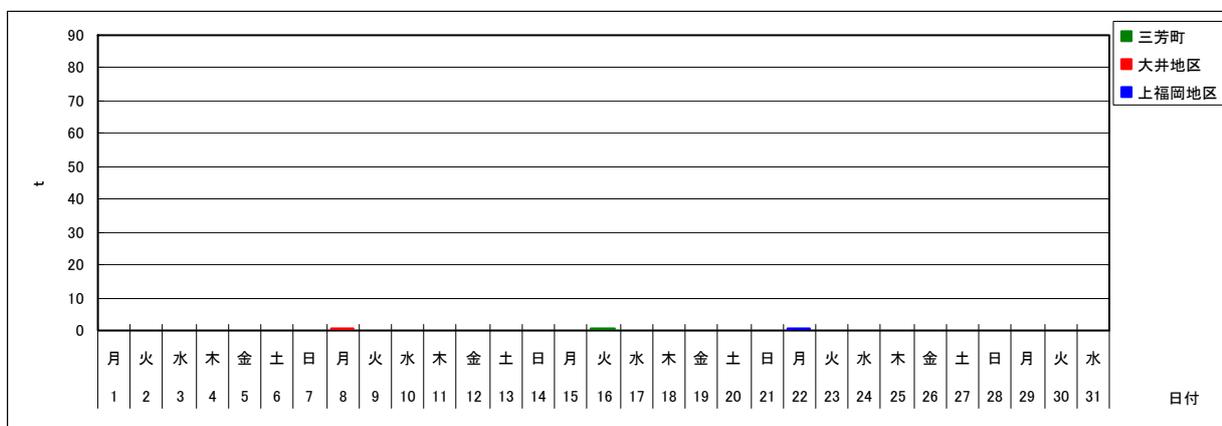


図 6-19 持込ごみ搬入量（資源物）

(4) 資源物搬入量の合計

資源物搬入量の合計は図 6-20 のとおりです。

搬入が多い週と少ない週がありますが、毎週水曜日は搬入が集中し、1日平均搬入量の約3倍程度となっています。

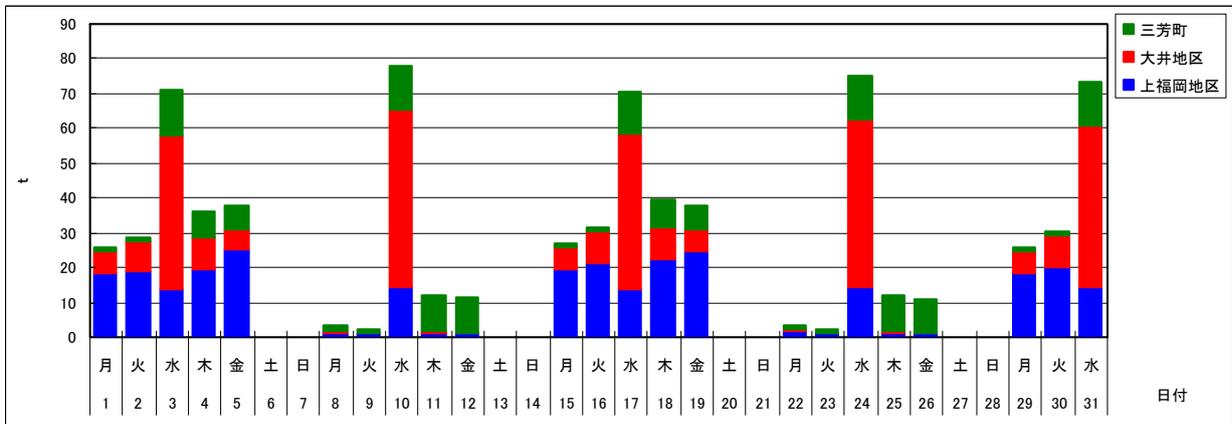


図 6-20 資源物搬入量の合計

(5) 資源物搬入量の調整方針

両市町において、週による搬入状況の差があり、毎週水曜日に搬入が集中する状況にあります。品目別にみると、古紙類と容器包装プラスチック類が他の品目に比べ、水曜日への集中の影響が大きくなっています。

ふじみ野市においては、大井地区の古紙類と上福岡地区の容器包装プラスチック類の収集体制を変更して平滑化するか、一時的に搬入量の多い日に合わせて設備的な受入体制を整えるかを選択することとします。

三芳町においては、容器包装プラスチック類の収集体制を変更して平滑化するか、一時的に搬入量の多い日に合わせて設備的な受入体制を整えるかを選択することとします。

以上より、資源物の搬入量の調整方針を次のとおりとします。

ふじみ野市では、古紙類と容器包装プラスチック類以外の資源物搬入量を調整する必要性が少ないと判断します。大井地区の古紙類と上福岡地区の容器包装プラスチック類は水曜日に集中して搬入する収集体制となっていますが、収集体制を変更して平滑化を図るか、施設での受入体制を整えるかについては、来年度以降の検討課題とします。

三芳町では、容器包装プラスチック類以外の資源物搬入量を調整する必要性が少ないと判断します。容器包装プラスチック類は水曜日に集中して搬入する収集体制となっていますが、収集体制を変更して平滑化を図るか、施設での受入体制を整えるかについては、来年度以降の検討課題とします。

第5節 搬入台数の整理と調整方針

本節では、両市町の搬入台数を整理します。その結果を受けて調整の必要性を検討するとともに、調整における基本方針を設定します。なお、搬入台数の整理項目と手順は図 6-21 のとおりであり、1、2、3、4 それぞれに対し、(1)から(4)を整理して(5)の調整方針を導きます。

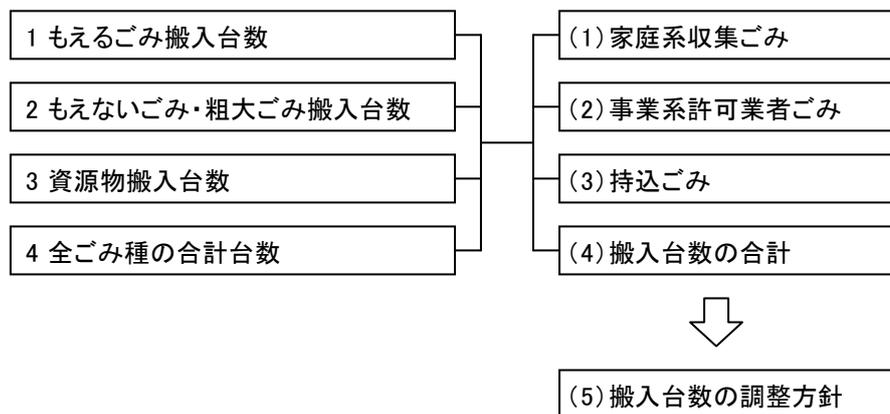


図 6-21 搬入台数の整理項目と手順

1 もえるごみ搬入台数

両市町のもえるごみ搬入台数は表 6-7 のとおりです。

表 6-7 もえるごみ搬入台数

(台/日)

H19.10	収集もえるごみ				許可業者もえるごみ				持込みもえるごみ				もえるごみ合計			
	ふじみ野市		三芳町		ふじみ野市		三芳町		ふじみ野市		三芳町		ふじみ野市		三芳町	
	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	
1月	25	20	15	60	23	20	17	60	5	5	3	13	53	45	133	
2火	24	19	15	58	15	10	12	37	9	10	10	29	48	39	124	
3水	0	0	1	1	12	8	14	34	5	8	11	24	17	16	59	
4木	21	16	11	48	12	10	12	34	9	13	3	25	42	39	107	
5金	21	16	11	48	15	14	14	43	6	3	5	14	42	33	105	
6土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8月	28	20	14	62	20	19	16	55	8	2	2	12	56	41	129	
9火	27	19	15	61	14	10	11	35	13	7	1	21	54	36	117	
10水	0	0	2	2	12	8	13	33	5	12	6	23	17	20	58	
11木	21	17	12	50	12	10	12	34	7	11	5	23	40	38	107	
12金	22	15	11	48	17	13	14	44	11	7	3	21	50	35	113	
13土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15月	29	22	18	69	23	19	16	58	23	13	7	43	75	54	170	
16火	27	20	16	63	14	10	11	35	20	5	3	28	61	35	126	
17水	0	0	0	0	13	8	14	35	9	5	3	17	22	13	52	
18木	20	16	12	48	12	9	12	33	14	8	3	25	46	33	106	
19金	21	15	13	49	14	13	14	41	28	9	5	42	63	37	132	
20土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22月	29	22	14	65	23	18	17	58	25	5	4	34	77	45	157	
23火	28	23	13	64	12	11	12	35	12	6	2	20	52	40	119	
24水	0	0	1	1	13	8	12	33	12	8	2	22	25	16	56	
25木	21	17	13	51	11	10	13	34	13	4	2	19	45	31	104	
26金	20	15	11	46	13	12	14	39	5	4	2	11	38	31	96	
27土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29月	27	21	15	63	25	20	18	63	11	7	5	23	63	48	149	
30火	26	19	16	61	13	11	11	35	16	6	8	30	55	36	126	
31水	0	0	0	0	12	8	15	35	14	7	8	29	26	15	64	
合計	437	332	249	1,018	350	279	314	943	280	165	103	548	1,067	776	2,509	
平均	14	11	8	33	11	9	10	30	9	5	3	18	34	25	81	

(1) 収集ごみ

収集ごみ（もえるごみ）の搬入台数は図 6-22 のとおりです。

ふじみ野市では、月、火、木、金で収集しています。一方、三芳町は水曜日にわずかな搬入がありますが、ほとんどのもえるごみは月、火、木、金で収集しています。両市町を通じ、月曜日と火曜日は木曜日と金曜日に比べ収集台数が多くなっています。

なお、8日（月）は祝日ですが、平日と同様に収集しているため、11日（木）の搬入台数は大きく増加していません。

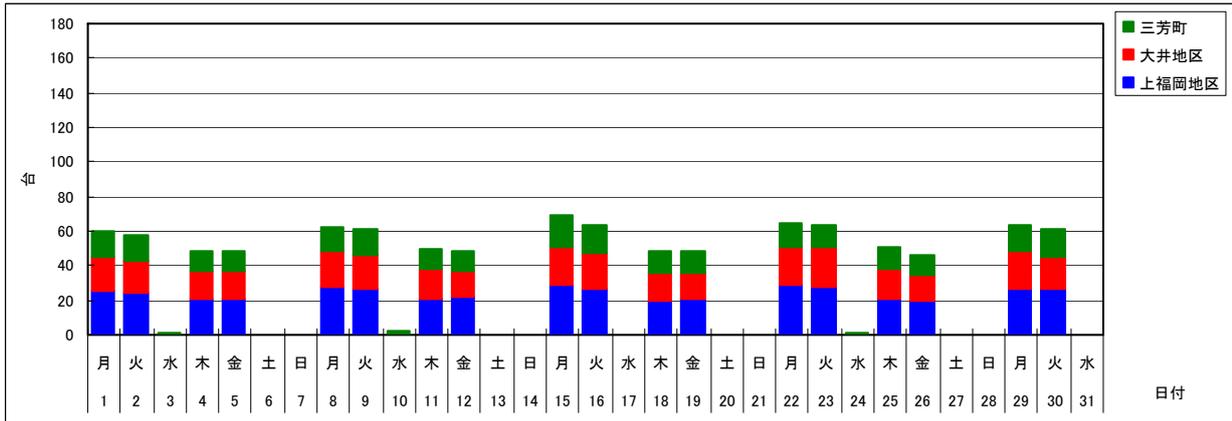


図 6-22 収集ごみ台数 (もえるごみ)

(2) 許可業者ごみ

許可業者ごみ（もえるごみ）の搬入台数は図 6-23 のとおりです。

両市町を通じて、土曜日と日曜日に搬入ができないことから、月曜日の収集台数が他の曜日に比べて、1.5 倍程度多くなっています。

なお、収集ごみに比べると、月曜日を除けば比較的安定した搬入台数となっています。

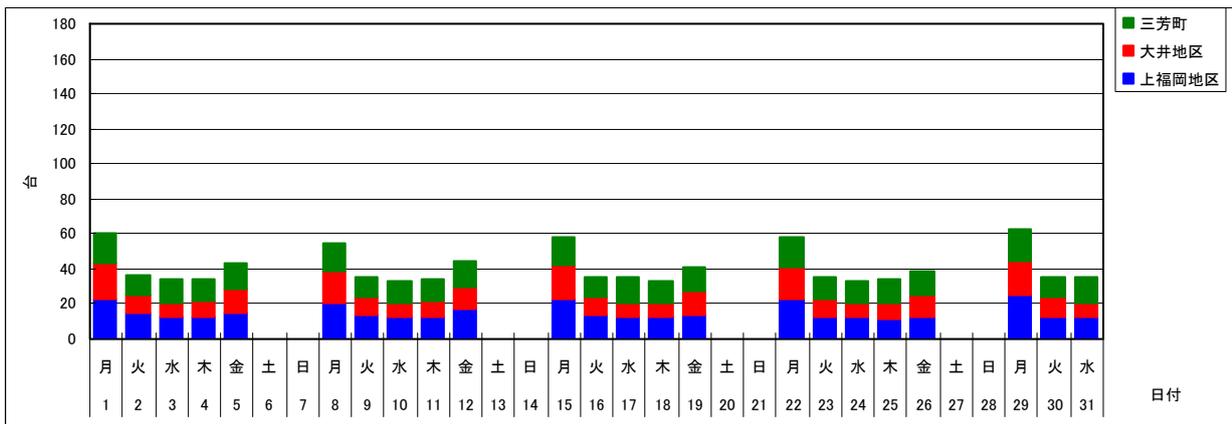


図 6-23 許可業者ごみ台数 (もえるごみ)

(3) 持込ごみ

持込ごみ（もえるごみ）の搬入台数は図 6-24 のとおりです。

図 6-5 と対比しても分かるとおり、持込ごみは 1 台当たりのごみ搬入量が少なく、収集ごみの 1/7 程度、許可業者の 1/4 程度となっています。結果として、搬入台数は搬入量に対して多くなり、収集ごみの 1/2 程度、許可業者の 3/5 程度を占める状況となっています。特に台数の多い曜日や日はありませんが、比較的ばらつきが生じています。

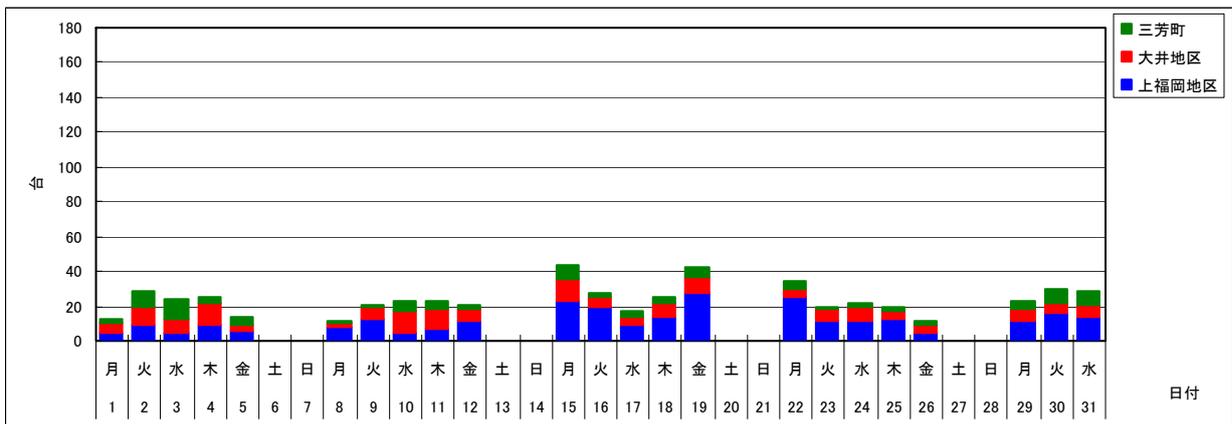


図 6-24 持込ごみ台数（もえるごみ）

(4) もえるごみ搬入台数の合計

もえるごみ搬入台数の合計は図 6-25 のとおりです。

図 6-6 の搬入量に比例して月曜日に搬入台数が多く、水曜日が他の曜日の 1/2 程度となっています。もえるごみ 1 日平均搬入台数が約 80 台であることを考慮すると、月曜日は平均値の 2 倍弱の台数となっています。

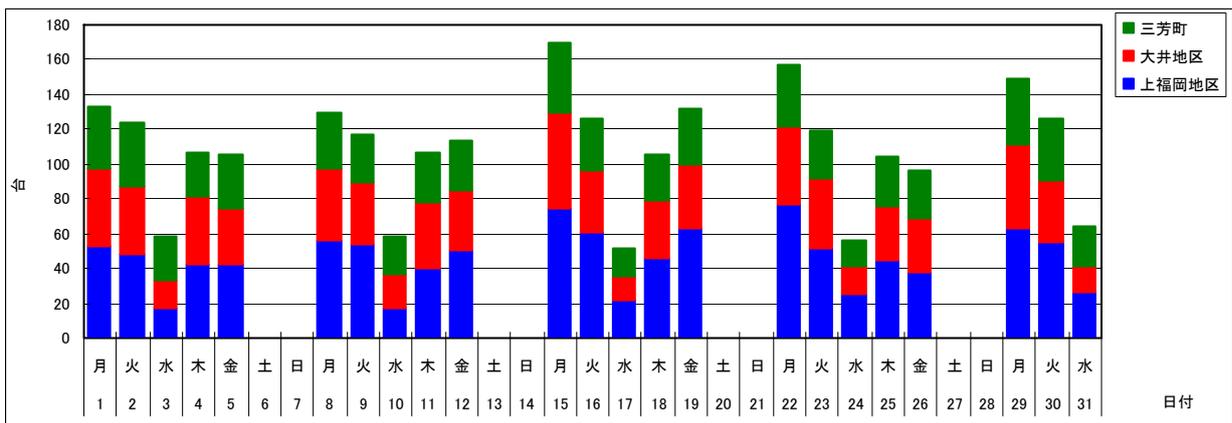


図 6-25 もえるごみ台数の合計

(5) もえるごみ搬入台数の調整方針

前述のとおり、月曜日が他の曜日に比べて多くなっており、1日平均搬入量の2倍弱となっています。台数の多い収集車両がパッカー車であることを考慮すると、1日平均搬入台数の2倍弱の現状程度であれば、プラットホーム上で車両渋滞が生じる恐れは少ないものと考えられます。ただし、誘導、荷下ろし作業の必要な持込ごみの搬入台数が、平均で20台程度、日によっては40台を超えることから、この点については施設整備事業計画を実施する際に配慮する必要があるものと考えます。

したがって、搬入台数の平滑化については、特に必要性が大きくないと判断します。そのため、搬入量での調整を優先し、搬入量での調整を行わない場合は、現状を踏襲することとします。

以上より、もえるごみ搬入量の調整方針を次のとおりとします。

原則として、もえるごみ搬入台数を調整する必要性は小さいと判断します。

平滑化の推進はごみ搬入量での調整を優先するものとし、搬入台数を視点とした調整は行わないものとします。ただし、持込ごみ台数が比較的多いため、施設整備事業計画での対応に配慮します。

2 もえないごみ・粗大ごみ搬入台数

両市町のもえないごみ・粗大ごみ搬入台数は表 6-8 のとおりです。

表 6-8 もえないごみ・粗大ごみ搬入台数

(台/日)

H19.10	収集もえないごみ・粗大ごみ			許可業者もえないごみ・粗大ごみ			持込みもえないごみ・粗大ごみ			もえないごみ・粗大ごみ合計					
	ふじみ野市		計	ふじみ野市		計	ふじみ野市		計	ふじみ野市		計			
	上福岡地区	大井地区		上福岡地区	大井地区		上福岡地区	大井地区		上福岡地区	大井地区				
1月	0	0	33	1	2	0	3	10	0	2	12	11	2	35	48
2火	0	0	34	0	0	2	2	9	0	0	9	9	0	36	45
3水	0	0	1	1	6	6	13	20	2	0	22	21	8	7	36
4木	0	0	0	1	3	2	6	10	2	1	13	11	5	3	19
5金	0	0	1	2	0	0	2	13	3	2	18	15	3	3	21
6土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	26	14	0	40	0	0	0	9	9	0	18	35	23	0	58
9火	21	15	0	36	0	1	2	8	2	0	10	29	18	2	49
10水	0	0	0	0	2	1	2	21	4	2	27	23	5	4	32
11木	24	13	0	37	2	1	1	16	3	0	19	42	17	1	60
12金	22	9	0	31	1	0	0	11	1	1	13	34	10	1	45
13土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15月	0	0	39	39	1	1	0	20	5	3	28	21	6	42	69
16火	0	0	35	35	0	0	2	5	3	6	14	5	3	43	51
17水	0	0	1	1	1	0	2	19	2	6	27	20	2	9	31
18木	0	0	2	2	0	2	0	8	4	4	16	8	6	6	20
19金	0	0	2	2	1	0	0	13	4	1	18	14	4	3	21
20土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22月	28	9	0	37	1	1	0	20	2	12	34	49	12	12	73
23火	24	11	0	35	1	0	2	6	2	8	16	31	13	10	54
24水	0	0	2	2	3	1	2	14	7	6	27	17	8	10	35
25木	24	9	0	33	3	2	2	8	3	2	13	35	14	4	53
26金	26	6	0	32	0	1	0	7	0	0	7	33	7	0	40
27土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29月	0	0	35	35	1	4	0	20	3	0	23	21	7	35	63
30火	0	0	40	40	1	0	2	5	7	1	13	6	7	43	56
31水	0	0	1	1	1	6	2	26	5	1	32	27	11	4	42
合計	195	86	226	507	24	32	29	85	298	73	429	517	191	313	1,021
平均	6	3	7	16	1	1	1	3	10	2	14	17	6	10	33

(1) 収集ごみ

収集ごみ（もえないごみ・粗大ごみ）の搬入台数は図 6-26 のとおりです。

ふじみ野市は月、火、木、金の収集であり、三芳町は月、火を中心とした収集を行っています。隔週の収集日は両市町で重複しないように設定しているため、特定の週に搬入が集中することはありません。しかし、三芳町は月曜日と火曜日を中心に収集日を設定しているため、木曜日と金曜日にほとんど搬入されない週があります。

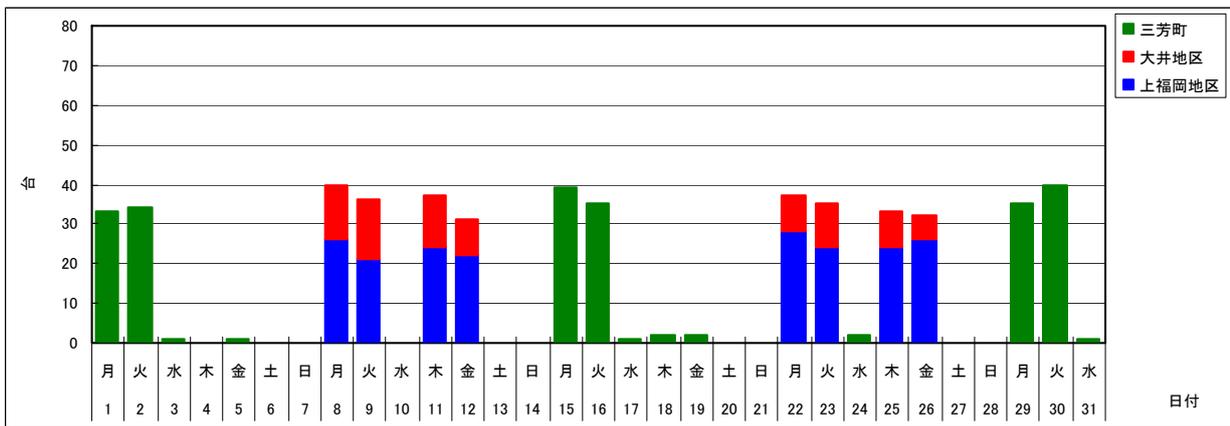


図 6-26 収集ごみ台数 (もえないごみ・粗大ごみ)

(2) 許可業者ごみ

許可業者ごみ（もえないごみ・粗大ごみ）の搬入台数は図 6-27 のとおりです。

両市町では、事業系許可業者によるもえないごみ・粗大ごみの受入を基本的に行っておらず、公共施設から出るものを受け入れています。

搬入台数はばらつきがあるものの、収集ごみに比べて非常に少ないものとなっています。

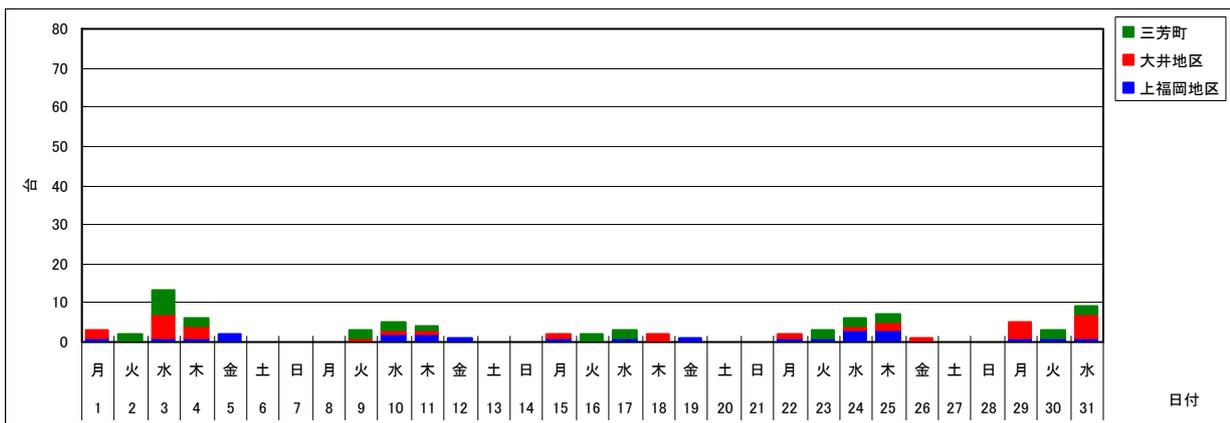


図 6-27 許可業者ごみ台数 (もえないごみ・粗大ごみ)

(3) 持込ごみ

持込ごみ（もえないごみ・粗大ごみ）の搬入台数は図 6-28 のとおりです。

両市町で、土曜日と日曜日は持込ごみを受け付けていないことから、搬入がありません。図 6-9 から明らかなように、平日の搬入量は収集ごみに比べて少ないものの、全体の搬入台数は収集ごみと同程度となっています。特に、ふじみ野市上福岡地区では持込台数が収集台数を上回る状況となっています。

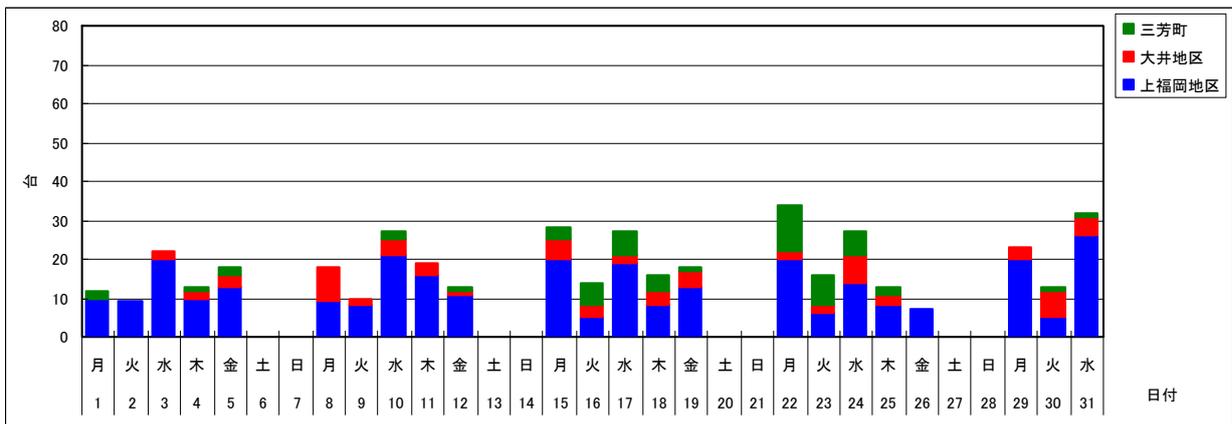


図 6-28 持込ごみ搬入台数（もえないごみ・粗大ごみ）

(4) もえないごみ・粗大ごみ搬入台数の合計

もえないごみ・粗大ごみ搬入台数の合計は図 6-29 のとおりです。

両市町でばらつきがあり、一時的には 15 日（月）や 22 日（月）などのように、持込ごみの影響で 1 日平均搬入台数（33 台）の 2 倍以上となる可能性を有しています。

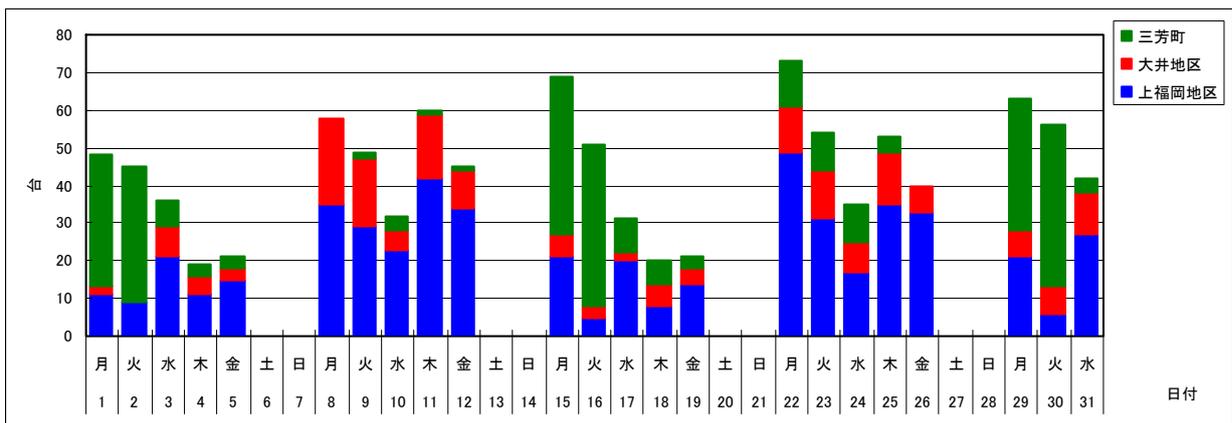


図 6-29 もえないごみ・粗大ごみ搬入台数の合計

(5) もえないごみ・粗大ごみ搬入台数の調整方針

ふじみ野市では、隔週の月、火、木、金に搬入が集中しています。一方、三芳町では、隔週の月、火に搬入が集中しています。全体としてみると、月曜日と火曜日に集中する収集体制であります。

したがって、両市町においては、収集体制を変更して平滑化するか、一時的に搬入台数の多い日が生じても問題が生じないように、設備的かつ作業的な受入体制を整えるかを選択することとします。ただし、この点については、来年度以降の検討課題とします。

以上より、もえないごみ・粗大ごみの搬入台数の調整方針を次のとおりとします。

両市町では、特定の曜日に集中して搬入する収集体制となっておりますが、収集体制を変更して平滑化を図るか、施設での受入体制を整えるかについては、来年度以降の検討課題とします。

なお、平滑化の推進にあたっては、もえないごみ・粗大ごみ以外の品目と調整を行いながら施設全体として平滑化がされるよう留意します。

3 資源物搬入台数

両市町の資源物搬入台数は表 6-9 のとおりです。

表 6-9 資源物搬入台数

(台/日)

H19.10	収集資源物			許可業者資源物			持込み資源物			資源物合計			
	ふじみ野市		三芳町	ふじみ野市		三芳町	ふじみ野市		三芳町	ふじみ野市		三芳町	
	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	上福岡地区	大井地区	計	
1月	34	13	47	0	2	9	2	0	2	36	15	9	60
2月	30	18	48	0	1	14	0	0	0	30	19	14	63
3月	27	71	121	0	1	18	1	1	2	28	73	43	144
4月	33	18	68	1	8	9	1	1	0	35	27	26	88
5月	34	13	66	0	1	0	1	0	1	35	14	19	68
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	4	0	4	0	1	15	0	4	0	4	5	15	24
9月	4	0	4	0	1	14	0	0	1	4	1	15	20
10月	28	69	120	0	2	15	1	0	1	29	71	38	138
11月	6	0	23	1	4	6	0	1	1	7	5	24	36
12月	5	0	22	0	1	0	0	3	0	5	4	17	26
13月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15月	30	14	44	0	2	9	0	1	0	30	17	9	56
16月	30	19	49	0	1	14	0	3	1	30	23	15	68
17月	26	69	115	0	1	22	0	0	0	26	70	42	138
18月	33	17	68	2	7	9	0	1	1	35	25	28	88
19月	33	12	63	0	1	0	1	1	1	34	14	19	67
20月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22月	5	0	5	0	1	12	1	2	0	6	3	12	21
23月	5	0	5	0	1	10	1	0	0	6	1	10	17
24月	26	70	119	0	1	22	2	0	0	28	71	45	144
25月	6	0	22	1	4	10	0	1	0	7	5	26	38
26月	4	0	21	0	1	0	0	0	0	4	1	17	22
27日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29月	30	12	42	0	0	8	3	1	0	33	13	8	54
30月	29	20	49	0	1	14	1	0	0	30	21	14	65
31月	29	68	120	0	1	22	0	0	0	29	69	45	143
合計	491	503	1,245	5	44	252	15	20	7	511	567	510	1,588
平均	16	16	40	0	1	8	0	1	0	16	18	16	51

(1) 収集ごみ

収集ごみ（資源物）の搬入量は図 6-30 のとおりです。

ふじみ野市上福岡地区と三芳町では、搬入がある日とない日があるものの、特に際立って搬入台数の多い日も見受けられず比較的平滑化された状態となっています。

ふじみ野市大井地区では、「資源の日」を水曜日に設定し、びん、かん、ペットボトル、古紙類を収集していることから、毎週水曜日に搬入が集中しています。

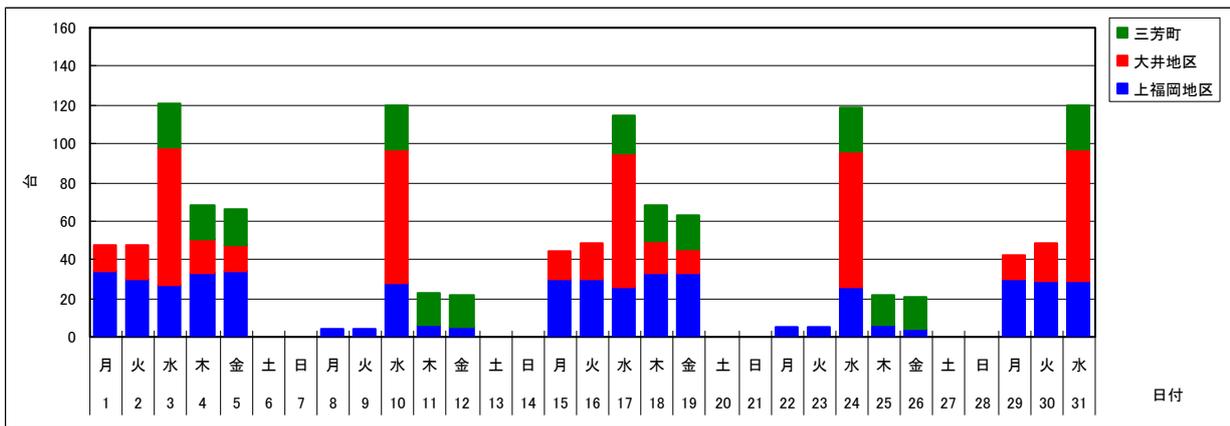


図 6-30 収集ごみ搬入台数 (資源物)

(2) 許可業者ごみ

許可業者ごみ（資源物）の搬入台数は図 6-31 のとおりです。

ふじみ野市の搬入台数は収集ごみに対して非常に少なく、変動も小さいものとなっています。一方、三芳町は月、火、水を中心に収集ごみと同程度の搬入台数となっています。

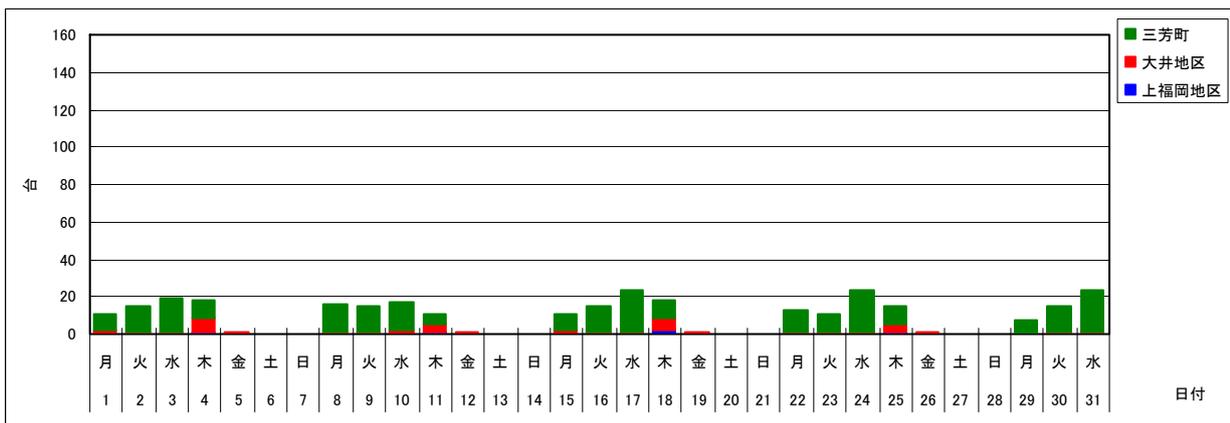


図 6-31 許可業者ごみ搬入台数 (資源物)

(3) 持込ごみ

持込ごみ（資源物）の搬入台数は図 6-32 のとおりです。

両市町とも搬入台数は収集ごみに対して非常に少なく、変動も小さいものとなっています。

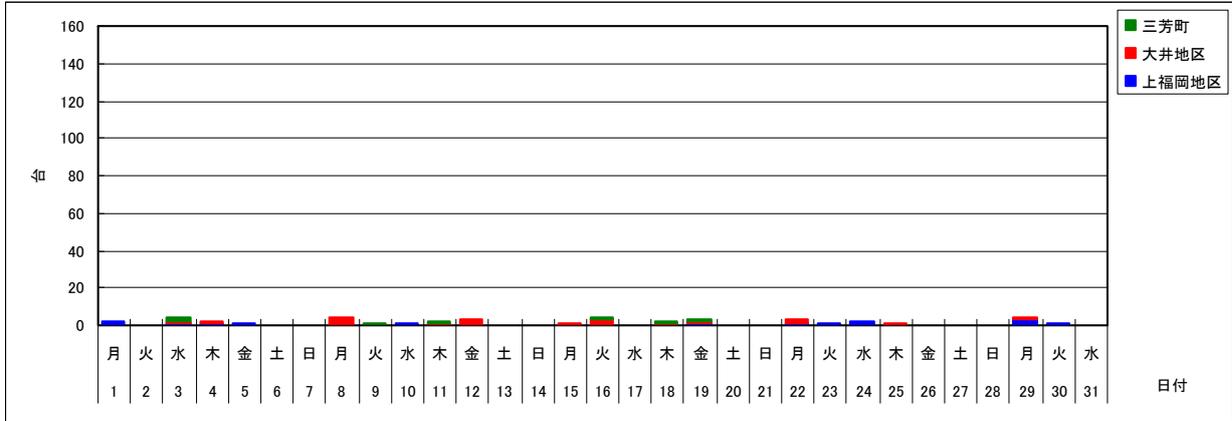


図 6-32 持込ごみ搬入台数（資源物）

(4) 資源物搬入台数の合計

資源物搬入台数の合計は図 6-33 のとおりです。

搬入が多い週と少ない週がありますが、毎週水曜日は搬入が集中し、1日平均搬入台数の約3倍程度となっています。

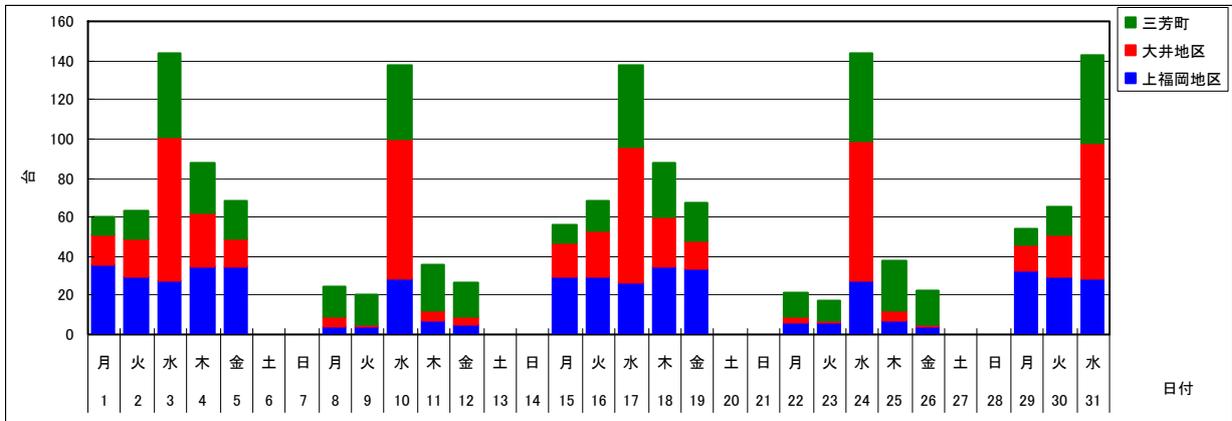


図 6-33 資源物搬入台数の合計

(5) 資源物搬入台数の調整方針

両市町において、週による搬入状況の差があり、毎週水曜日に搬入が集中する状況にあります。

したがって、両市町において、収集体制を変更して平滑化するか、一時的に搬入量の多い日に合わせて設備的な受入体制を整えるかを選択することとします。なお、収集体制の変更を検討する場合は、搬入量での調整を考慮し、対象品目を選択することとします。

以上より、資源物の搬入台数の調整方針を次のとおりとします。

両市町では、水曜日に集中して搬入する収集体制となっていますが、収集体制を変更して平滑化を図るか、施設での受入体制を整えるかについては、来年度以降の検討課題とします。

なお、平滑化の推進にあたっては、資源物以外の品目と調整を行いながら施設全体として平滑化がされるよう留意します。

4 全ごみ種の合計台数

各ごみ搬入台数の合計は表 6-10 のとおりです。

表 6-10 各ごみ搬入台数の合計

(台/日)

H19.10		ごみ合計(市別)				ごみ合計(ごみ種別)				ごみ合計(体制別)			
		ふじみ野市		三芳町	計	もえるごみ	もえないごみ ・粗大ごみ	資源物	合計	収集	許可	持込	合計
		上福岡地区	大井地区										
1	月	100	62	79	241	133	48	60	241	74	140	27	241
2	火	87	58	87	232	124	45	63	232	75	119	38	232
3	水	66	97	76	239	59	36	144	239	33	156	50	239
4	木	88	71	55	214	107	19	88	214	72	102	40	214
5	金	92	50	52	194	105	21	68	194	51	110	33	194
6	土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	月	95	69	47	211	129	58	24	211	78	99	34	211
9	火	87	55	44	186	117	49	20	186	79	75	32	186
10	水	69	96	63	228	58	32	138	228	24	153	51	228
11	木	89	60	54	203	107	60	36	203	65	94	44	203
12	金	89	49	46	184	113	45	26	184	50	97	37	184
13	土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	月	126	77	92	295	170	69	56	295	82	141	72	295
16	火	96	61	88	245	126	51	68	245	80	119	46	245
17	水	68	85	68	221	52	31	138	221	26	151	44	221
18	木	89	64	61	214	106	20	88	214	68	103	43	214
19	金	111	55	54	220	132	21	67	220	51	106	63	220
20	土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	月	132	60	59	251	157	73	21	251	80	100	71	251
23	火	89	54	47	190	119	54	17	190	78	75	37	190
24	水	70	95	70	235	56	35	144	235	30	154	51	235
25	木	87	50	58	195	104	53	38	195	73	89	33	195
26	金	75	39	44	158	96	40	22	158	48	92	18	158
27	土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	月	117	68	81	266	149	63	54	266	76	140	50	266
30	火	91	64	92	247	126	56	65	247	79	124	44	247
31	水	82	95	72	249	64	42	143	249	32	156	61	249
合計		2,095	1,534	1,489	5,118	2,509	1,021	1,588	5,118	1,404	2,695	1,019	5,118
平均		68	49	48	165	81	33	51	165	45	87	33	165

(1) 市町別搬入台数

市町別ごみ搬入台数の合計は図 6-34 のとおりです。

全体としてみると突出した曜日、日が存在しない状況となっています。

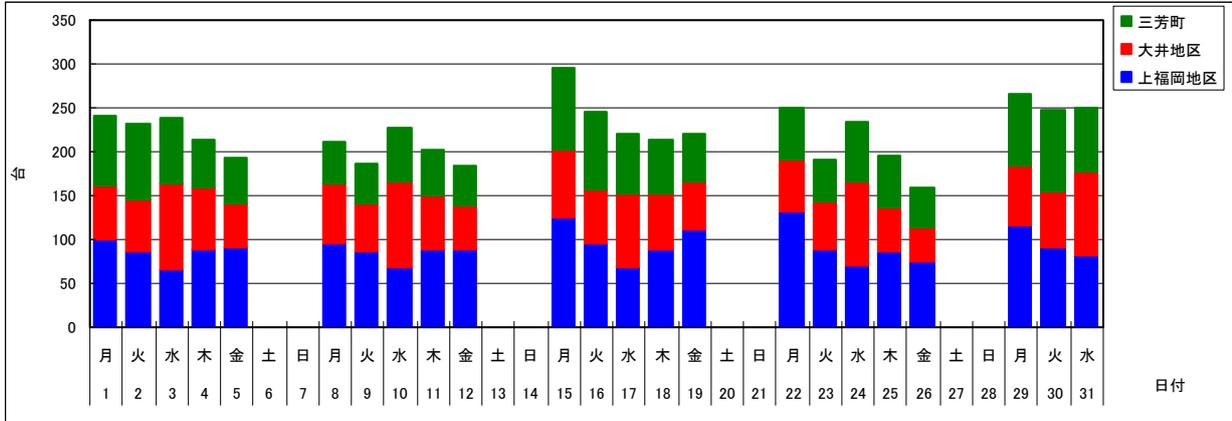


図 6-34 市町別搬入台数の合計

(2) ごみ種別搬入台数

ごみ種別搬入台数の合計は図 6-35 のとおりです。

もえるごみ台数が最も多く、次いで資源物台数、もえないごみ・粗大ごみ台数となっています。

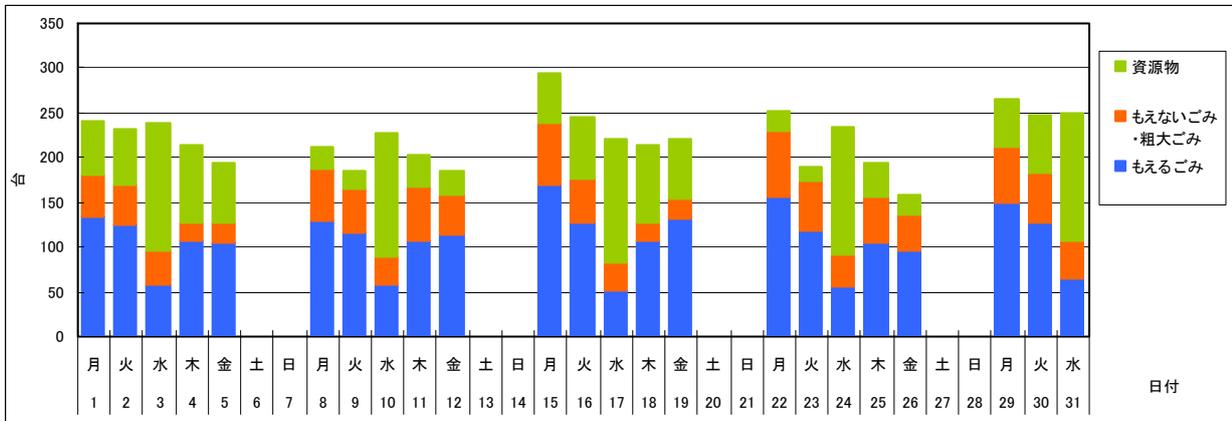


図 6-35 ごみ種別搬入台数の合計

(3) 体制別搬入台数

体制別搬入台数の合計は図 6-36 のとおりです。

搬入台数の平均値で見ると、許可業者が 87 台/日で最も多く、収集と持込が概ね 40 台程度となっています。

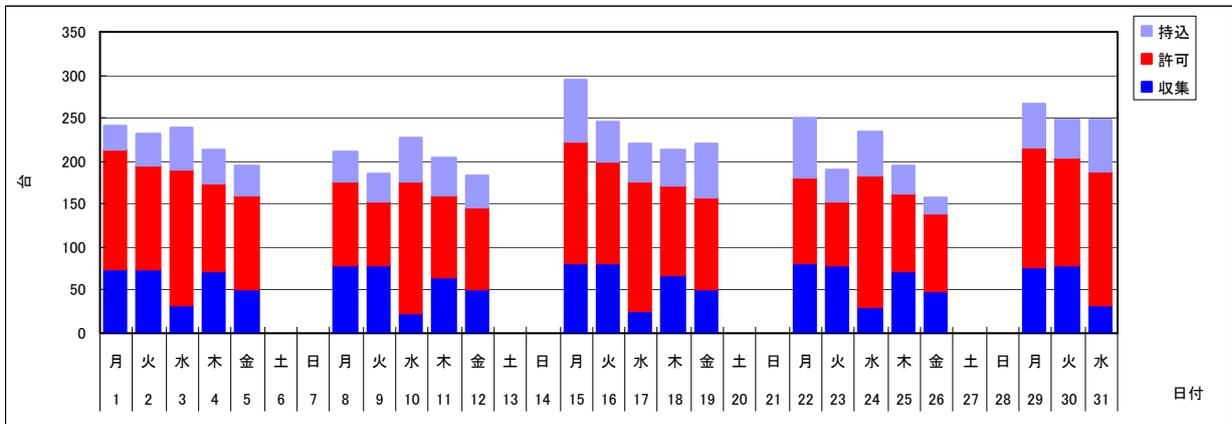


図 6-36 体制別搬入台数の合計

(4) 合計搬入台数の調整方針

1日平均搬入台数は165台となっていますが、平日は概ね平均的に200台程度となる状況です。最も多い時で300台程度となっていますが、特に突出したピークもなく、比較的バランスが取れていると考えられます。

一方、持込ごみの搬入台数は30台程度と多く、また、日によってばらつきが生じています。持込ごみは計量事務に時間を要することが多いうえ、収集や許可のように曜日別、日別の調整が困難なものと考えられます。そのため、計量事務を考慮した施設整備事業計画を構築する必要がありますものと考えられます。

以上より、搬入台数の調整方針を次のとおりとします。

両市町では、品目に応じて搬入が集中する曜日が異なっている状況ですが、全体としてみると平滑化されており、搬入台数を調整する必要性が少ないと判断します。

平滑化の推進はごみ搬入量での調整を優先するものとします。

持込ごみの台数が多いことから特に計量事務について施設整備事業計画の中で配慮します。

現状の搬入実績から、新ごみ処理施設では1日170台程度、最大300台程度の搬入があり、そのうち、持込ごみとして1日30台程度の搬入があると予想されます。これらを条件として施設側での受入体制を構築します。

第6節 搬出入に関するその他の懸案事項と対応方針

第4節及び第5節では、両市町の搬入量及び搬入台数を整理しました。しかし、両市町の現有施設では搬入及び搬出に関するその他の懸案事項も抱えている状況です。

以下では、その他の懸案事項を整理し、具体的な対応方針を示します。

1 搬出時の計量による渋滞発生

搬入段階のみならず、資源物などの搬出段階においても車両の渋滞が発生し、円滑な処理に支障を及ぼす可能性があります。

これらの解消に向け、以下の対応を検討します。

- ・計量機の台数を現状より増加させる。
- ・圧縮可能な物は圧縮するなどの対応を行う。
- ・大型の搬出車両を用いることにより搬出回数の削減を図る。
- ・搬出時間を施設が混雑しない曜日又は時間帯にしてもらうような調整を行う。
- ・搬出車両への積込作業は、車両動線とは異なる場所を実施する。

2 搬出入時の未計量

搬入及び搬出段階において、現有施設では十分な計量が行われず、未計量のまま処理をしている品目があります。

これらの解消に向け、以下の対応を検討します。

- ・搬入時、搬出時、施設間移動時は必ず計量を行うルールとする。
- ・2回計量及び施設間移動時の計量が容易となるような動線計画とする。

3 両市町の収集地域割りによる搬入バランスの相違

両市町では、それぞれの収集地域割りにより品目毎の収集曜日が割り当てられ、収集を行っています。しかし、地域毎の人口にばらつきが見られ、それにより曜日毎の搬入量に差がある状況です。

これらの解消に向け、両市町では以下の対応を検討します。

- ・必要により収集地域割りを見直し、できるだけ曜日毎の搬入量に差が生じない体制を構築する。
- ・収集地域割りを見直す場合は、両市町全体でのバランスについても考慮する。